

## 令和3年第1回森町議会6月会議会議録（第1日目）

令和3年6月8日（火）

開議 午前10時00分

休会 午後 4時55分

場所 森町議会議事堂

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 報告第 1号 専決処分した事件の報告について  
令和2年度森町一般会計補正予算（第17号）
- 7 報告第 2号 専決処分した事件の報告について  
令和2年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）
- 8 報告第 3号 専決処分した事件の報告について  
令和2年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 9 報告第 4号 専決処分した事件の報告について  
令和2年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）
- 10 報告第 5号 専決処分した事件の報告について  
令和2年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第6号）
- 11 報告第 6号 専決処分した事件の報告について  
令和2年度森町港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 12 報告第 7号 専決処分した事件の報告について  
令和2年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第5号）
- 13 報告第 8号 専決処分した事件の報告について  
令和2年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）
- 14 報告第 9号 令和2年度森町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 15 報告第10号 令和2年度森町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 16 報告第11号 令和2年度森町介護サービス事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 17 議案第 1号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 18 議案第 2号 森町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 19 議案第 3号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

- 20 議案第 4号 森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちやっぷ林館条例の一部を改正する条例制定について
- 21 議案第 5号 森町入学・卒業祝金支給条例制定について
- 22 議案第 6号 森町幼児教育・保育施設等整備基金条例制定について
- 23 議案第 7号 令和3年度森町一般会計補正予算（第3号）
- 24 議案第 8号 令和3年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 25 議案第 9号 令和3年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 26 議案第10号 令和3年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 27 議案第11号 財産の取得について
- 28 議案第12号 財産の取得について
- 29 発議第 1号 森町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 30 意見書案第1号 2022年度地方財政の充実・強化に関する意見書
- 31 意見書案第2号 2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 32 意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書
- 33 意見書案第4号 コロナ禍による地域経済の活性化と米価暴落対策を求める意見書
- 34 意見書案第5号 「地域医療構想」を見直し、実情に応じた医療体制の確立を求める意見書
- 35 意見書案第6号 新型コロナウイルス感染症対策の抜本的強化を求める意見書
- 36 議員の派遣について
- 37 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（16名）

議長 16番	野村 洋君	副議長 1番	菊地 康博君
2番	山田 誠君	3番	佐々木 修君
4番	高橋 邦雄君	5番	伊藤 昇君
6番	加藤 進君	7番	堀合 哲哉君
8番	東 隆一君	9番	河野 文彦君
10番	宮本 秀逸君	11番	檀上 美緒子君
12番	木村 俊広君	13番	久保 友子君
14番	松田 兼宗君	15番	斉藤 優香君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	岡 嶋 康 輔 君
副 町 長	長 瀬 賢 一 君
会計管理者兼 出納室長	東 谷 美 佐 子 君
監 査 委 員	釣 隆 吉 君
総 務 課 長	濱 野 尚 史 君
選挙管理委員会 書記長併監査 事務局書記長	村 本 政 君
防災交通課長	柴 田 正 哲 人 君
契約管理課長	山 田 真 勝 君
企画振興課長	川 村 幸 茂 君
税 務 課 長	柏 渕 明 仁 君
保健福祉課長	坂 田 弘 光 君
保健福祉課参事	宮 崎 涉 君
保健福祉課参事兼 保健センター長	宮 崎 涉 君
住民生活課長	金 丸 義 樹 君
子育て支援課長	野 崎 博 之 君
環 境 課 長	川 口 武 正 君
農 林 課 長 兼 農業委員会事務局長	寺 澤 英 樹 君
農 林 課 参 事	佐 藤 司 君
水 産 課 長	岩 井 一 桐 君
商工労働観光課長	阿 部 泰 之 君
建 設 課 長	富 原 尚 史 君
砂原支所長	落 合 浩 昭 君
地域振興課長	干 葉 正 一 子 君
町民福祉課長	住 吉 隆 子 君
教 育 長	増 川 正 志 君
学校教育課長	菘 野 友 章 君
社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	須 藤 智 裕 君
体育課長兼 体育館長兼 青少年会館長兼 生涯学習課長	木 村 忠 公 君

給食センター長	藤 嶋	希 君
さくらの園・園長	敦 賀 靖	之 君
病院事務長	安 藤	仁 君
上下水道課長	水 元 良	文 君
消 防 長	東 谷 直	樹 君
消 防 署 長	松 田 光	治 君

○出席事務局職員及び総務課職員

事 務 局 長	小 田 桐 克	幸 君
次 長 兼 議 事 係 長 兼 庶 務 係 長	奥 山 太	崇 君
庶 務 係	喜 田 和	子 君
総 務 係	高 橋 一	也 君
財 政 係	西 川 慎	吾 君
情 報 管 理 係	水 口 祐	太 君
情 報 管 理 係	川 上 祐	季 君

○会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 報告第 1号 専決処分した事件の報告について  
令和2年度森町一般会計補正予算（第17号）
- 3 報告第 2号 専決処分した事件の報告について  
令和2年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）
- 4 報告第 3号 専決処分した事件の報告について  
令和2年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 5 報告第 4号 専決処分した事件の報告について  
令和2年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）
- 6 報告第 5号 専決処分した事件の報告について  
令和2年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第6号）
- 7 報告第 6号 専決処分した事件の報告について  
令和2年度森町港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 8 報告第 7号 専決処分した事件の報告について  
令和2年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第5号）
- 9 報告第 8号 専決処分した事件の報告について

- 令和2年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）
- 1 0 報告第 9号 令和2年度森町一般会計継続費繰越計算書の報告について
  - 1 1 報告第10号 令和2年度森町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
  - 1 2 報告第11号 令和2年度森町介護サービス事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
  - 1 3 議案第 1号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
  - 1 4 議案第 2号 森町手数料条例の一部を改正する条例制定について
  - 1 5 議案第 3号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
  - 1 6 議案第 4号 森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちやっぷ林館条例の一部を改正する条例制定について
  - 1 7 議案第 5号 森町入学・卒業祝金支給条例制定について
  - 1 8 議案第 6号 森町幼児教育・保育施設等整備基金条例制定について
  - 1 9 議案第 7号 令和3年度森町一般会計補正予算（第3号）
  - 2 0 議案第 8号 令和3年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
  - 2 1 議案第 9号 令和3年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
  - 2 2 議案第10号 令和3年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
  - 2 3 議案第11号 財産の取得について
  - 2 4 議案第12号 財産の取得について
  - 2 5 発議第 1号 森町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
  - 2 6 意見書案第1号 2022年度地方財政の充実・強化に関する意見書
  - 2 7 意見書案第2号 2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
  - 2 8 意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書
  - 2 9 意見書案第4号 コロナ禍による地域経済の活性化と米価暴落対策を求める意見書
  - 3 0 意見書案第5号 「地域医療構想」を見直し、実情に応じた医療体制の確立を求める意見書
  - 3 1 意見書案第6号 新型コロナウイルス感染症対策の抜本的強化を求める意見書
  - 3 2 議員の派遣について
  - 3 3 休会中の所管事務調査等の申し出

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

令和3年第1回森町議会6月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ではありますが、森町議会会議条例第4条第1項第2号の規定により、6月会議を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお、本会議につきましては、緊急事態宣言の延長に伴い、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から傍聴を中止しているほか、飛沫拡散対策のため行政報告並びに一般質問及びそれに対する答弁を除き、基本として議案等の審議は全て議席において着席で行うことといたします。ご協力をお願いいたします。また、おおむね1時間ごとに換気の時間を取りますので、併せてお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、宮本秀逸君、11番、檀上美緒子君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（野村 洋君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

次に、審議日数ですが、本日から6月9日までの2日間を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願いいたします。

◎日程第3 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供しておりますので、説明を省略いたします。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（野村 洋君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありました。これを許します。

○町長（岡嶋康輔君） 6月会議の貴重なお時間をいただきまして、私のほうから行政報告をさせていただきます。令和2年12月会議以降、今日に至るまでの主な活動についてご

報告申し上げます。

なお、参考資料をお配りしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

さて、今年も昨年に引き続きもりまち桜まつりが新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止となりました。連休中には公園や微笑み桜通りのソメイヨシノが満開を迎え、見頃となりましたが、公園を訪れる人は少なく、昨年同様大変寂しい桜の季節となりました。このような状況が一日も早く終息を迎え、もりまち桜まつりをはじめ、様々な行事が早期に再開できることを切に願っているところです。一方で、町内で活動している経済産業省地方版IoT推進ラボ、モリラボにより桜のライトアップネット配信の関係者実証実験という新しいチャレンジが行われ、見学視聴者から好評を得たと聞いております。

さて、私は去る3月16日に鈴木直道北海道知事を表敬訪問してまいりました。短い時間ではありましたが、面会では北海道観光大使に任命された森町出身でエストニア在住の白石秀一さんの任命に対するお礼と観光政策や一次産業振興についてお話しさせていただきました。とりわけ北海道ブランドを海外に発信するという点においては、今後の展望や課題について私と知事との間で共通の認識を持てたものと考えております。

次に、北海道新幹線開業に伴う並行在来線についてですが、4月26日に北海道新幹線並行在来線対策協議会第8回渡島ブロック会議が沿線自治体の首長出席の下、函館市で開催されました。ブロック会議では、事務局である北海道より昨年度協議会で実施した函館小樽間を走る函館線の旅客流動調査、将来需要予測、収支予測調査の結果について報告がありました。その中では、函館長万部間を第三セクター鉄道が引き継ぐ場合、函館長万部間をバス転換した場合、さらに利用者の多い函館JR新函館北斗駅間第三セクター鉄道とし、JR新函館北斗駅長万部間をバス転換とした場合の3つのパターンについて初期投資や開業後30年間の収支などの推計結果が示されました。今回の調査は、函館線の経営分離後における地域交通の確保方策を検討するための基礎資料とするものであり、今後沿線自治体の幹事会において調査結果の精査や地域ごとの課題の整理などを進めながら地域交通の在り方について議論を深めていくものであります。当町といたしましては、沿線自治体や北海道からの情報を収集しながら持続可能な地域交通の確保に向けて十分検討を進め、町民皆様の理解が得られるよう進めてまいりたいと思っております。

最後になりますが、新型コロナウイルスワクチン接種についてです。全国で高齢者のワクチン接種が実施されている中、森町においても75歳以上の町民の方を対象とし、5月23日の集団接種を皮切りに、24日からは町内の医療機関でも個別接種が開始されました。予約日初日は、保健センター、国保病院などで電話がつながりにくく、町民の皆様には大変ご不便をおかけしましたが、それぞれの接種場所では大きな混乱もなく、順調に進んでいるものと承知しております。当町のワクチン接種は始まったばかりではありますが、医療機関のご協力もいただきながら全ての対象者の方が接種を終え、一日も早く町民の皆様が安心して安全な日常を取り戻せるよう町一丸となって取り組んでまいります。

なお、今後の接種のスケジュールにつきましては、7月末までに65歳以上の方の接種完

了を目標とし、8月以降16歳以上の方の接種を開始する予定であることを町民の皆様並びに町議会議員の皆様にお知らせ申し上げ、行政報告といたします。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） これで行政報告は終わりました。

#### ◎日程第5 一般質問

○議長（野村 洋君） 日程第5、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

議事進行についてですが、質問並びに質疑は会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、また答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。また、通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、また当局を含めて不適切な発言についても十分注意されるよう、併せてお願いいたします。

なお、会議規則第56条第1項の規定により、質疑については3分以内、討論については5分以内としますので、ご協力をお願いいたします。

初めに、新型コロナウイルスの感染防止策について、議席2番、山田誠君の質問を行います。

○2番（山田 誠君） おはようございます。私は、1点町長に質問させていただきます。新型コロナウイルス感染防止策についてということでございます。

全国的に新型コロナウイルスの感染に歯止めがかからぬ状況であります。また、感染経路が把握できない状態で、感染防止策が徹底されていないのが実態でございます。先般我が森町においても水産加工会社においてクラスターが発生いたしました。これは、生命に関わる深刻な問題でもあり、慎重に検討、対応すべきものと考えます。さらに、コロナ変異株も数種類確認されており、対応が非常に難しい状況となっております。既に札幌市及びその周辺都市の医療体制は逼迫し、崩壊に近い状態であります。森町も5月から各医療機関等でコロナウイルスワクチン接種が実施されておりますが、多少は感染者数が減少するものと考えられますが、楽観はできないと思います。調査の結果では、感染経路の85%はマスクの着用がなされていないとの結果が出ております。感染拡大を完全に抑え込むのは至難の業と思いますが、感染拡大する前に町独自でPCRの検査を実施してはいかがでしょうか。各市町村は、保健所の指導、指示に従っておるようでございますが、発熱した、また37度を超えたという体調不良という状況になったら、医師や保健所の判断で行う行政検査ではなく、自費検査を実施して少しでも早期発見し、感染防止策を徹底し、森町での安全、安心な暮らしができるように全道に先駆けて実施すべきと思料いたします。

なお、費用は1人当たり5,000円程度の軽度でPCR検査が可能でありますので、全額町負担とするのはいかがでしょうか、町長の所見をお伺いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。



発熱等により新型コロナウイルス感染症が疑われる場合には、医療機関や渡島保健所の判断の下、必要とされる方に対して検査が行われております。また、感染が確認された場合には、渡島保健所が感染経路等の調査により濃厚接触者等を特定し、必要な措置を講じることとなっております。

町独自のPCR検査への助成についてですが、全町民の検査を行ったとしても検査時点では感染していないことが判明するだけであり、検査の直後から感染リスクが生じることから、効果的な感染防止策にはなり得ないと考えます。このことから、まずは感染防止対策を徹底し、感染が疑われる場合や感染した場合には医療機関や保健所の指示、指導に従い必要な検査を受けていただくことを基本に取り組んでまいります。町民の皆様には、あらゆる感染リスクの回避を徹底していただくことをお願い申し上げますとともに、町としてもワクチン接種率の向上に努め、安心、安全な暮らしができるよう引き続き感染防止対策を徹底してまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○2番（山田 誠君） 町長、保健所の濃厚接触者に当たる可能性のある人と特定できないその従業員、感染者等と同じ職場にいる人々等感染が確認され、今回の場合もクラスターが発生している、これは保健所のほうでも指導はしておりますけれども、濃厚接触者の特定になっていない。私さっきから言っているのは、ある場所、また例からいいますと会社で出たら全員受けさせてほしいと。保健所の場合は、濃厚接触者でない限りは受けさせない、だからああいうふうにはばかばか、ばかばか出てくるのです。ああいう指導の仕方はないです。逆な言い方すると、町村会あたりでも指摘したらいかがですか。幾ら緊急事態宣言やってこういうふうにやりますよといったって、減っていかないでしょう。減らないのです。減るわけないでしょう、検査しないのだから。だから、北海道でも特定措置区域、札幌ほか3地区ありますが、医療体制が深刻でもう入れないのです。そして、自宅療養となっているわけです。相当数の死者が出ている、町長も御存じでしょう。パルスオキシメーターも設置できない、お金がないから。ただ死亡を待つだけでしょう。そういうことでもいいのですか。行政は、町民の生命を守る義務があるわけです。今回も緊急事態宣言が6月20日まで延びたわけです。ワクチン接種も町長言うようにだんだん進んでおりますけれども、感染防止策としてマスクの着用、手洗い、うがい等徹底させて、そしてPCR検査を実施して早め早めの対策を行って感染しない、また感染させないという強い意識を持たせる、これを町民に植え付けるべきです。そして、感染の防止をすべきです。飲食店はもとより、製造業、また小売業等も感染者が多くなりますと多大なる影響を受けるわけです。そういうことになるように、目に見えない細菌でありますから、保健所の指導も分からないわけでもないですけれども、PCR検査を徹底して行って感染拡大を防止すべきと私は考えます。保健所の言うとおりにやったら、出てこないはずですよ。なぜこうやって出てくるのですか。濃厚接触者が出ないといったって、もう感染しているわけです、既に次から次

と。そういうことを町長、現状をやっぱり把握した上で対策を取っていただきたい。再度町長に伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

今日まで庁内で報告がいろいろと担当課よりなされております。先ほどの答弁の中でもありましたとおり、この対応につきまして町独自で濃厚接触者、当然のことではありますが、感染防止するそのような対策等に関しましては以前の会議等での答弁でもさせていただきまして、まずは手指消毒、そしてマスク着用、あとこういった飛沫感染のものを設置していただく、そのことにまずは尽きると私は考えております。そして、発熱症状やそういった体調不良等ありましたら、これはご自身の判断ではなく、とにもかくにも特に熱が出た場合は発熱外来にかかっている、そういったことをまず行っていただきたい、そして医師の判断を基に保健所と対応を相談等々しながら、保健所の指示等がありながら検査等を進めていくという考えであると私は考えております。以前も議員の方からご質問、ご意見いただきました、全町民に対してPCR検査を行ってはどうか。今回山田議員がご質問されている点に関しましては、不安がある、私感染したのではないか、そういった方が症状出る前に検査を実施してあぶり出しをしたほうがいいのではないかとということだと私は思いました。そういった不安取り除くこと、確かに大切なことではあるとは思いますが、それをPCR検査を行うことによって実施していくという点に関しましては、これは希望者全員を実施しなければならないこととなります。ですから、そういったことに関しましては、本当に財政面でも現実的ではなく、必ず自覚症状、そして医師の判断、保健所の指示、指導、そういったものに基づいて検査をして感染拡大を防いでいく、私はそのようにしていくことが現段階ではベストではないのかなと考えております。昨日といえますか、コロナ感染に関していろいろな経験をされた方にいろいろなお話、私も聞いてみました。PCR検査は、疑陰性、疑陽性、そういったものも出る可能性も本当にございます。ですから、まずは自覚症状がある場合は医師の診断を受けていただくために町立で実施している発熱外来にかかっている、そこでしっかりとあらゆる指示を受けて対応していただきたいというふうに考えておりますし、まずはそういう策で町のほうも対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○2番（山田 誠君） 町長は、あくまでも保健所の指導の下で行うというような考え方のようですけれども、ちょっとあれですけれども、要するに発熱症状が出たよと、またはだるいよという場合は発熱外来のほうに行きなさいと、これ町民の方みんな知っているのですか。町民に周知されているのか。全然されていません。私も相談何回か受けましたけれども、父さん、どうしたらいいのだろうと。やるのだったら、徹底してやっぱりいろんな町民に対する周知徹底を図るべきだと。

なぜ私PCR検査をしないかと言うかという、抗原検査というのは当てにならないの

です、あまり。性能が悪い。既に新聞等で御存じだと思うけれども、函館市あたりは個人病院でもPCR検査やっているのです、みんな来てくださいと。保健所があるのに、何で個人病院が来てくださいとやっているのですか。町長、もう少し考えていただけませんか。ほかの町村でやったからやる、だからこれはこうだよ、そんなことならどうしようもない。みんな命がかかっているのです。新聞だとかマスコミ見てごらん。自宅療養の方、全然何もしない、訪問診療もしているわけでもない、ただ寝ているだけです。亡くなっても分からない。札幌市あたりは、謝罪いたします、それで終わりです。そういうことでもいいのですか。私が言っているのは、ちょっと町長は財源がどうのこうのと触れましたけれども、1件5,000円です。そんなに町負担ありますか。ふるさと納税の金だって相当あるでしょう。そんな5,000円や3,000円の話できないのですか。町民の命がかかっている。町長は、いろんな財政面がどうのこうのと言っていましたけれども、やっぱり健康を守る、命を守るといのは行政の宿命でしょう。そんな5,000円や3,000円の話で財源がどうのこうのという話出てくる自体がおかしくないですか。もう一回きちっとやるかやらないかはっきりしてください。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

先ほどから答弁でもお話しさせていただきましたが、なかなかPCR検査をもって感染拡大を防止していく、これも前回の会議の質問でもお話しさせていただいたのですけれども、例えば検査を受けました、陰性になりました、だからといって今この現状でそれをもって何もかも安全かということ、私は必ずしもそうではないと考えております。確かに分からない部分、当然目には見えませんから、ウイルスは。そういった面でどこまで対策が可能なのかという点においては、今北海道からも示されております北海道の新スタイル、生活様式の新しいスタイルを徹底していただく、まずはそれを根底に置いて私は対策を行っていくしかないのではないかなと考えております。財政の話を少しさせていただきましたが、当然不安だからといって検査を受けたいという方を対象にするということは全町民の方が受けれるということ準備しなければならないと同様であると私は考えております。当然そういう体制を構築するという意味では、財政面だけに限らず、そういう施設の問題点も出てくると思います。ですから、本当に必要である方にしっかりと検査を受けていただくという体制を維持するという面でも私はある程度そういった条件といたしますか、こういう方に受けてもらって、その結果を基に保健所の指示をいただいて対策していく、そういったものをしっかり持つということは私は大切なことではないかなと思っております。抗原検査、PCR検査、それぞれ確かに精度の問題とかも私は議員おっしゃるとおりあると思います。しかしながら、繰り返しの答弁にはなりますが、まずは北海道などでも出されている感染防止のそういったスタイルの徹底、あと事業所様におかれましても、あと一般の方々に関してもそうですけれども、他人にうつさない、そういったことを特にこういう緊急事態宣言下ではしっかりと行っていただきたい、そういうふうに考えておりますし、そこをメインに私は町民の方々にもお願いしていきたいと考えております。

そして、発熱外来の件に関しましてもしっかりと周知されているのかというお話もございました。こちらも早い段階からホームページのトップ画面、その辺でコロナ感染に関する情報ということでバナーを早々に設置させていただいております。赤いこういう大きい枠に分かりやすく書いた長ひょろい看板みたいなものなのですけれども、その下にもすぐ目立つように発熱時にどうすればいいか、そういったこともリンクといたしまして詳細の説明が書かれたページに飛ぶようにもしております。そちらのほうにも記載させていただいておりますとおり、まずは発熱症状がありましたら国保病院にございます発熱外来を受けていただいて医師の診断、そして症状に伴う保健所の指示、指導に従っていただけるようお願いしたいというふうに町のほうでもうたっておりますので、もう少ししっかりと浸透するよというお話であるとも私は受け止めましたので、その辺も担当課ともう一度話しましてしっかりと周知徹底さらにさせていただきたいと考えております。

以上であります。

○議長（野村 洋君） 新型コロナウイルスの感染防止策についてを終わります。

以上で議席2番、山田誠君の質問は終わりました。

次に、公共交通の実証実験（スクールバス活用）について、認可外保育所への給食について、議席11番、檀上美緒子君の質問を行います。

まず初めに、公共交通の実証実験（スクールバス活用）についてを行います。

○11番（檀上美緒子君） 1問目の公共交通の実証実験としてスクールバス活用について質問いたします。

森町の公共交通網の整備について、昨年地域公共交通会議が設置され、地域の実態や地域の声をまとめ、今年はその基に計画を作成し、来年度以降に実施していく予定で進められています。しかし、地域の意見交換会での意見でも明らかなように、そして地域公共交通会議で喫緊の課題であることを認識しているように公共交通網整備はすぐにもという切実な要望となっています。とりわけ昨年土日の運休と1日1往復に減便された濁川地区の住民にとっては切実です。もちろん多くの利用者がいるわけではありませぬし、毎日の利用者がいるわけでもありませんが、バスを利用して町の中心街へ行こうとしたら、1日1便ですから、朝の7時台に濁川を出て、帰りは夕方6時近くまで待たなければなりません。ほぼ丸1日を要し、病院通いの場合これだけ待たされたらかえって具合を悪くしそうなほどです。今すぐにはできるのは、現に運行しているスクールバスの活用であり、実験的にやってみてはいかがでしょうか。もちろんスクールバスですから、子供たちの通学を主に運行するのは当然です。行きは子供たちを降ろしてから、帰りは子供たちを乗せる前に一般乗車の乗り降りをするようにするなど、子供たちの乗り降りにできるだけ影響を及ぼさないような形でやってみる価値はあると思います。来年度以降というのではなく、現に運行しているバスですから、手続さえ踏めば即対応できるのではありませぬか。やれそうなこと、やれることから実験的にやってみる、そして出てきた課題や問題、要望などを検討し、見直し、改善しながら本格的な実施計画、運行計画を作成し、本格運

行するべきと考えますが、町長と教育長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） 通告書の答弁者に教育長とございましたが、私が併せての答弁とさせていただきます。お答えします。

現在森町地域公共交通会議において、森町全体の地域公共交通ネットワークの形成と新たな地域公共交通の導入を見据えた計画の策定に取り組んでいるところであります。この間各調査、ヒアリング等や地域での意見交換会を行っており、その中で切実なご意見をいただいているところであります。昨年と同様の質問をいただいておりますが、その際にスクールバスの目的外利用、乗車する児童の安全面の確保、保護者の理解などの問題をお話ししたところであります。議員ご指摘の濁川地区におけるスクールバスの活用につきましても森町にある他の輸送資源活用の検討や一部の地域のみならず、町全体のことを考慮しなければならないと考えております。今後もよりよい公共交通の運行内容を目指し、森町の公共交通を総合的に考え、進めてまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○11番（檀上美緒子君） 最終的に公共交通の整理として総合的に検討していくということは、私は大事だと思います。デマンドバスなり、コミュニティバスなり、またはタクシーの利用だとかという形でいろんな側面から全体的ないわゆる今の民間のバスの運行も含めてですけれども、そういう総合的に考えていくという本格的な運用を計画的に進めていくということを否定はしませんし、それは絶対必要なことだと思うのです。

私が今回提起しているのは、そこにも書きましたけれども、まずはやれることを実験的に実証的にやってみるという、喫緊の課題であるということ認識されているわけで、そして切実な声がとりわけ地域懇談会でもそうですけれども、濁川地区がやっぱり一番参加者多かったわけです。それだけ切実に感じている方々が多いということだと思うのです。私は、残念ながら直接濁川地区のほうには行けなかったのですけれども、あと石倉とか砂原とか森のところには参加したのですけれども、非常に参加者は少なかったのです。だけれども、やっぱり切実に感じているところは参加者も多いというようなことから見ても1年先、2年先というようなことではなくて、本当に今できることがないのかということ、ぜひこれを本格運用するのだということではなくて、まずとにかく実験的にこういう方法はできないだろうかどうだろうかというふうな形で進めてほしいと思うのです。

スクールバスの運行の部分でいろいろお話しされましたけれども、実際にスクールバスを使って八雲では一般乗車も混乗という形でやっている路線があるわけです。だから、やってやれないことはないということだと思うのです。しかも、ほかのところなんか、例えば知内だとか松前だとか見ても即本格運用ではなくて、アンケート取って翌年には実証実験で全町的ではないけれども、一部の区間だとか、期間をちょっと区切ってだとか、そういう形でまずはとにかく動かして実際にやってみながら、その中で出てくる問題点だとか要求だとかというのをもう一度整理しながら、それをまとめながら本格運用していくと

いう、そういう取組をされているわけです。

ですから、森の場合も今喫緊の状況として訴えられて、今お話ししたように朝出たら夕方の6時まで病院が午前中で終わってもその後ずっと待っていなければならないわけです。病院に具合悪くて行ったとすれば、それだけ外で待たされるということは本当に何のために病院行ったのだろうと思うくらいだと思うのです。ただ、私は問題点とすれば、濁川の部分でいけば、朝の便が函バスとスクールバスと時間的に近い部分があるので、その部分はちょっと函バスさんとの話し合いが必要なのかなというふうなことは思うのですけれども、今濁川に空で朝行っているというのです、三岱の入り口まで。そして、濁川から乗せて森まで来ると。夕方の場合は、乗せて森から濁川まで行くのですけれども、帰りは空で森まで帰ってくるというような形を取っているというようなお話も聞いてきたのですけれども、そうであれば逆に朝の函バスさんをお昼にそれこそ森から乗せて行って濁川からまた逆に乗せて森まで来てというふうなことも含めてもっと現実的にやれそうなことを積極的に提案、お互いに知恵を出し合いながら、できるだけ早く住民の足を確保するという、そういう立場でぜひ地域公共交通会議の中でも話ししてほしいですし、町としても本格運用ではなくて実験的でいいと、まずはとにかくやってみてというふうな姿勢をぜひ欲しいなというふうにして思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

檀上議員質問の中にありましたスクールバスを実証実験に使ってはどうかという趣旨の今回の質問であると私は認識しております。実証実験につきましては、確かに必要なことであると思えますし、必ずこれは行うことになるのかなと私は考えております。どのような形でこれから地域公共交通をつくり上げていかなければならないのか、これは私町長として今現在森町にある交通事業者様、その方々のお話を聞き、地域の交通利用者の方のお話も聞くのも当然ではございますが、いろんな方々に会議にご参加いただいて、そしてその中で議論を深めていく、そのことが大変大事なのではないかなというふうに考えております。スクールバスを利用するに当たって、本当にこれは様々なハードルがございます。私もいろいろ就任から調べさせていただいておりまして、担当課とも話をしながら、先ほど議員おっしゃるとおり様々な課題がもう既に、スクールバスを公共交通の中に取り入れるという面に関しては本当に多くのことがございます。基本的には交通空白地帯、事業者様が入り込んでいない、何もない、そういうところであることがまず大前提として1つございます。そして、基本的にはそのバスを利用されるお子様たちの通学に支障のない、そういったものを最大限考慮しなければならない、当然安心、安全もそれに含まれます。そういった中からすると、実証実験と言われましてもなかなかそこをすぐ実験として取り入れていくのは現実的ではないのかなというふうに私は考えております。公約でもお話しさせていただいておりますとおり、町保有のバス、そういったものをしっかり利用して公共交通構築の一助にしていきたい、そういった思いはございます。まずは、これからどういう形で地域公共交通つくられるか、先ほどもお話しさせていただきましたとおり町内にあ

る事業者様ができる限りいろんな面で地域公共交通構築に携わっていただいて、それに補えない部分を行政が案を出すという形で会議の中でつくり上げていく、その中で決まったことを実証実験として行っていく必要があればやっていかなければならないのかなというふうに考えております。様々な事例、本当に各地域、いろいろな地方自治体でございますことは議員もお調べのとおりでございます。そして、町民のいろいろな方々からここに住んでいるのだけれども、交通の便が悪くてというお話は檀上議員のみならず、本当に多くの議員の皆様いただいていることだとは思いますが。お時間がかかるから交通に不便の方を助ける気がないということではなくて、しっかりと町全体の、濁川だけではなくて、赤井川地区もそうですし、先ほどおっしゃっておられた石倉の方面の方々もそうなのですけれども、本当に町全体のお住まいの方々が使い続けられる、行政としても事業者様としても運営し続けられる地域公共交通の在り方というものをしっかりつくっていくためにお時間をいただいている、そういった点を何とぞご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○11番（檀上美緒子君） ですから、本格運用には私ある程度時間は必要だとは思いますが、とにかくやれることをまずやってみるという、喫緊の課題に応えるには、喫緊の課題ですから、時間かけていられないということなのです。その部分の認識だと思っております。今私スクールバスが何でいいのかなというふうに考えたときに、特に先ほども町長のほうからもお話しされましたけれども、駒ヶ岳、赤井川、それから石倉方面の人たちの場合は幹線までバス停がないのです。下のほうというか、住居地帯にはない。だけれども、スクールバスは下まで下りる、駒ヶ岳郵便局まで行ったりとか、石倉の西部会館のところにバス停があったりとかということの下まで下りていくわけです。そういう点からいけば、幹線まで行くのが大変なのだという、そういうお年寄りだとかの利用する場合の難点も含めてスクールバスであれば解決できるということだと思っております。ただ、町長もお話しされたように、スクールバスを一般の方にも開放するという部分での課題はあるのだけれども、そこはやっぱりやり方で何とかならないのかというふうに私は思っております。先ほど言いましたように、実際にそれこそ使っているところもあるわけで、だから本当に今動いているスクールバスを有効に使うと。さっき言った朝の部分でのダイヤでダブってあれであればということであれば、濁川の方もおっしゃっていたのですけれども、もしあれであれば帰りの便だけでも、3時過ぎの下校時のバスだけでも乗せてもらえれば助かるなという話はされているのですけれども、そういうふうにして全ての地域で、本当は私は今言ったように石倉も含めて、赤井川、駒ヶ岳のほうも含めてとは思いますが、そこまでいかににしてもやれる場所でやれるところからまずとにかく喫緊の課題として考えているのだということ具体的な行動として取り組むというような姿勢を見せる上ではスクールバスのところで1つ風穴を空けていくというか、実際的に動かしていくという取組をぜひ今年度中に検討していただければと思うのですけれども、再度お願いいたします。

す。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

檀上議員お話しのとおり、確かに行政の姿勢としていろいろなことを町民の方々にお伝えしていく、そういったことは担当課だけでなく、町長としてもやっていかなければならないというふうに私は認識しております。スクールバスという点に関して、本当にいろいろなご意見を議員の皆様からいただいております。本当に課題が多く、実験として適しているか適していないか、そこに関しても事業者様、そして利用者の皆様と一緒に議論する必要が私はどうしてもあるのではないかなというふうに考えております。先ほど議員おっしゃるとおり、赤井川地区では細かいところまで入っていけないと、バスの路線までお客様が下りてくる必要がある。地域公共交通を考える体制と申しますか、システムをつくる上でやはりいい機会だと思っております。今まで手の届かなかったところまでしっかりと新たな交通事業、公共交通の仕組みを考えるきっかけとして、できる限り隅々までいろいろな交通網を充実させていくためにもしっかりと事業者様、そして利用者の皆様のご意見をいただき、それを踏まえて適した実証実験、そういったものにつなげていかなければならないと私は考えております。

重ねての答弁になって申し訳ないのですが、この辺は本当に様々な事業者様が、私の知るところによると本当にいろいろなそういう地域に入っている方々の事業者様としてのお話を聞きながら、できる限りご自身の営業活動にも生かされて動いているという話も聞いております。様々な方に参加いただける範囲内で意見を聞きながら、地域公共交通会議で組み立てていく、そういったことをしっかりとやらせていただく上で時間かかっているだろうと言われてしまうと、その辺は申し訳ないですが、これは全体の隅々までしっかりと維持し続けられる公共交通の構築のために行っているのだということをぜひご理解いただければなと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 公共交通の実証実験（スクールバス活用）についてを終わります。

次に、認可外保育所への給食についてを行います。

○11番（檀上美緒子君） それでは、2つ目お願いいたします。

認可外保育所への給食について。一昨年からは保育所、幼稚園の費用は無償化となっております。町立においては、給食費も無償となっており、幼稚園には給食センターから運搬されています。森町では、民営の鳥崎、駒ヶ岳、こひつじ保育所、3歳未満児の託児所の菜の花、藤島、アンジュがあり、保育料については上限5万円まで補償されていますが、昼食はそれぞれお弁当持参となっています。森町の就学前の子供たちの保育、教育支援の公平性と子供たちの食育や栄養面から希望がある認可外保育所へ給食センターから給食を運搬することはできないでしょうか、町長と教育長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

幼児をお持ちの保護者の皆様においては、それぞれの子育てや働き方に応じて町立保育





識しておりまして、ゼロ歳児から3歳児の給食のメニュー、そういったものに関してここはかなり気を遣う要素というのが本当にたくさんございます。成長段階においてどれだけ、私もちっちゃい頃から自分の子供たちを面倒見ていて思うのですけれども、その子供によって何を食べて何を飲み込めるかとか、そういったのもこの年だからこれでいいとか、このくらいまでだからこのメニューでいいという総合的にならして物を食べさせるということがなかなか難しいのです。ですから、当然ちっちゃい子は食べさせても話はできませんし、感想というものは述べることができないので、その子に合った給食の内容、例えばどれだけ物を小さく刻んで食べやすいようにすればいいのかとか、あとアレルギーの問題もございますし、どういったメニューがいいのか、そういったことも総合的に考えますと本当にこれはなかなか難しいのではないのかなと。まずは、食べ物を提供するという点においてどれだけ適したものを提供できるか、そういったことに関してなかなか難しいのではないのかなという認識の下、今回このようなふうであるというお答えをさせていただいております。

繰り返しの答弁にはなりますが、これからも議員の皆様は当然でございますが、町民の方々からもいろんなご意見いただくとお思います。その中で総合的に本当に可能なことをしっかりと担当課と一緒に検討しながら、子育て世代への支援に関してはしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、どうぞご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○11番（檀上美緒子君） 今具体的に課題というのがある程度見えてきたのですけれども、実はこの問題を取り上げるに当たって先ほど紹介した託児所も含めて保育所の部分にちょっとご意見を聞かせていただきました。その中ではっきり言いまして、ゼロ歳から3歳未満の託児をされているところは希望はされませんでした。今町長お話しされたように、学校給食を食べれるような、そういう未満児の中でもとりわけゼロ歳なり1歳ぐらいの子供たちにおいては適當ではないというようなこともあるとは思いますが、そういう部分はあれなのですけれども、ですから私が今回の質問の中でも言いましたけれども、希望する保育所に対しては出してほしいということなのです。その部分でいけば、もちろん幼稚園の場合は3歳というか、未満児はいないわけで、こひつじさんにしろ、ほかの駒ヶ岳、鳥崎にしろゼロ歳はいませんが、未満児は何人かいるので、あれなのですけれども、その子たちも含めて一般のお弁当なんかの状況も見てもそれほど、それこそ離乳食みたいな軟らかいものでなければ駄目だとかという状況ではなくて、十分給食に耐えられるというか、食べれるくらいのそしゃく力というか、持っているというふうなお話も聞かせてもらってはきているので、ですから全てに私はやれということではなくて、そういう希望、ぜひやってもらえるものであれば学校給食を提供してほしいという要望のある保育所に対して町としてそういうサービスをしましよと、無償化の観点からいってもやりましようというふうな姿勢をぜひ取れないものかなというふうにして思うのですけれど

も、いかがでしょうか。再度お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

繰り返しの答弁となってしまっていて大変申し訳ないのですがけれども、現段階といたしましてはそのような給食センターから提供するということはちょっと現実的ではないのかなというふうに考えております。先ほどもお話しさせていただきましたとおり、子育て世代への支援となるようなことに関してはしっかりとこれからも担当課と引き続き議論、案をいろいろの方からいただきながらしっかりと構築していければなというふうには考えております。希望されるというふうになりますと、多分皆様希望されると思うのです。やはりそこに事業費として、給食を提供するというはその運営事業者様の事業費に負担するという形になってしまうのかなという側面もちょっと考えれば、子育て世代への支援策だけになるのかなという議論も出てくる可能性があるのかなということも考えれば、もうちょっと違う面でいろいろなことをまだ考えていける余地はあるのかなというふうにも考えておりますので、その辺は引き続きご意見等々いただきながらしっかりと担当課と構築をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 認可外保育所への給食についてを終わります。

以上で議席11番、檀上美緒子君の質問は終わりました。

1時間経過しましたので、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、防災行政無線について、議席9番、河野文彦君の質問を行います。

○9番（河野文彦君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

防災行政無線についてです。災害発生時に通信網や電力送電網などの遮断により災害情報や避難誘導が適切に行われない危険性がある中、災害の被害を最小限に抑え、町民が安全な避難場所へいち早く移動するためにも防災行政無線の役割は重要であります。また、災害情報だけではなく、公衆衛生に関わる情報や各種イベント情報など、町民生活には欠かせない情報伝達手段となっており、特にインターネット環境をお持ちでない方やSNSツールを使用しない方には必要不可欠であります。森町では、屋外拡声機のみエリアについては防災行政無線デジタル化の際に戸別受信機を希望する世帯へ無償で設置しており、一部アナログ戸別受信機設置のエリアについてもデジタル方式の戸別受信機へ交換される予定でありますので、防災行政情報の町民への伝達は高いレベルで準備されております。しかし、戸別受信機の無償設置は一般家庭のみであり、企業や事業所へは有償での設置ですが、事業主の方々からは事業所への設置を希望するものの価格はとても高

価であり、設置することが困難であるとの声が聞こえます。津波情報や河川氾濫情報、他国による武力攻撃情報や存立危機事態に関する情報など、町民が瞬時に情報を得て即座に行動しなければならぬ事態が発生したとき曜日や時間帯を問わず情報伝達度を上げるためには企業や事業所への防災行政無線設置促進が必要と考えますので、質問します。

1番、就業中に戸別受信機が設置されていないがゆえに防災行政情報を得ることのできない方々に対しての町長の見解は。

2番、戸別受信機設置を希望する企業や事業所への支援が必要だと思われるが、町長の見解は。

以上、お願いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

災害情報や行政情報を住民の皆さんに周知を行うための防災行政無線施設については、平成28年度からの3か年事業等によりデジタル化更新を行っており、令和3年度からの2か年事業により砂原地区の戸別受信機のデジタル化更新を予定しております。デジタル化事業では、これまで未設置であった旧森地区の住まいに戸別受信機の無償設置を行い、これにより町内全域で希望する世帯への戸別受信機が設置されております。

さて、事業所等への戸別受信機の設置については、世帯への2台目以降の設置等と同様に有償としているところであります。現段階では、事業所等への戸別受信機の設置については従前どおりの有償での設置を考えております。

なお、防災行政無線放送については、森広報等でお知らせしているとおり電話で放送内容を確認できるほか、森町公式ホームページや森町公式ラインへ放送文の掲載をするなど利便性を高めております。

また、災害時の防災行政無線放送については、屋外拡声機及び戸別受信機から最大音量での放送を実施しますが、災害発生に瞬時に対応できるようにテレビやラジオでの情報収集だけでなく、スマホ、携帯での防災アプリの活用等についても住民への周知を行い、防災意識の向上を図ってまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○9番（河野文彦君） 以前にも私同様の質問させていただいて、当時も有償で提供はできないというお答えいただいて、また設置できないようなところも多々あると思うのですが、ホームページなりSNSなり、当時は広報車というような説明もあったと思うのですが、そういったもので事業所に設置されていない分を代わりに何かというような説明だったのです。ただ、ホームページというお話今もされたのですが、ホームページというのはこちらから情報を得るためのツールです。ホームページが情報入りますよと教えてくれませんか、こっちから検索しないと情報って得れないのです。ただ、防災無線というのは、今の説明で屋外拡声機最大音量というのは国の存続に関わるような事態だとか、それこそ津波警報が出たときとか、そういうときだと思うのですが、

町の中での即座にお知らせしなければならない事態もあると思うのです。例えば市街地に熊が出てうろついているとか、そういうときも最大音量で流せるのですか。そこもしお知らせ願えるのだったら、教えてほしいのですけれども。

ですから、ホームページですとか、ラインですとかというのは、環境がある方はいいです。例えば事務の方なんかですと、絶えず机に座ってネット環境がある画面に向かっている人だったら定期的にチェックができるかもしれないですけれども、例えば大工さんの作業場みたいなところですかだと、そんなネットで絶えず情報なんていう時間がまずないです。そういう方が緊急に情報得なければならぬときというのは、今の状態ですと情報難民と言っても過言ではないのかなと思うのです。一般家庭にも設置されたということで、家にいる時間帯、日中ずっと家にいる方に関しての情報の提供というのはかなりの高レベルで準備されているのかなと思うのですけれども、町民の多分半分以上になるのですか、日中の就業時間帯というのは自宅にいない方がほとんどだと思います。また、自宅に事業所兼という方もあるのでしょうかけれども、そういう方というのは大体防災無線というのは居間か寝室に置いていると思うのです。そう考えると、個人事業で家で仕事しているという方も日中の防災情報というのは、行政情報も含めてなかなか得ることができない、そう思ったときにやはり企業なり事業所なりへの防災無線の設置というのが重要になってくるのかなというふうに思います。

以前からその費用の部分ですか、結構高額なのです。あの受信機1台が5万円ほど、6万円弱ですか、結構な高価なもので、なかなか企業のほうでも設置するにはちょっと高価だという声が聞こえているものですから、ただ確かに当初整備した一般家庭の分なんかも起債の関係で、その中では企業に配付することはできないというのは私も理解はしているところなのですけれども、それ以外に町のほうで何らかの形で全額とは言いません。一部補助でもしてあげれば、設置が増えて情報得れないというような事態の方が少しでも減るのではないのかなというふうに思うのですけれども、その辺を今後検討していく考えがあるかどうか含めて再質問お願いいたします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時26分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

先ほどご質問の中にございました防災無線の音量に関してですが、こちらは必要に応じて町のほうでその事案に関して独自に決定して音量を変えられるということでございます。そういったことも踏まえまして、引き続き緊急時町民の皆様へ緊急にお伝えしなければならない事案が発生したときに関しましてはそういった防災無線の音量、そして先ほどホー

ムページに記載がある、それは町民の方々からアクセスしていただかなければ知り得ることのできない情報であるというご指摘もございましたので、その辺は今までもある程度SNS等の連携、そういったものでこちらから情報発信するという手段を防災無線と併せて取組してきたところではあります、さらにそのSNSの活用も含めまして町民の皆様へアクセスしていただくだけの情報ではなく、こちらからインターネットを活用した発信する情報を受けていただくための仕組みづくり、そういったものやっていくこと、実現していくことをまずはしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

昨今こういう防災無線を活用して町民の皆様へいろいろなことをお伝えするという事例がたくさんございました。議員おっしゃるとおり、様々なそういう状況においていろいろな町民の方々からのご意見、議員も受けているのではないかなというふうに考えております。まずは、繰り返しの答弁にはなってしまうのですけれども、そういったこちらから情報を発信するためのSNS等、そして防災無線の音量等、そういう活用をしっかりと検討し、対応していく、その辺をまずは行っていくという点でぜひご理解いただければなというふうに考えております。

以上です。

(「助成というか、一部でも支援できないか」の声あり)

○町長(岡嶋康輔君) 現段階では、なかなかその点に関してはちょっと考えの中にはございません。今後も本当にいろいろなお話を多分事業者の皆様から議員もお話しされるのかなとは思いますが、その点はしっかりとどういった課題を解決すればその情報を知っていただくことにつながるのかということは私どもも情報収集、意見をちゃんと吸い上げるといったことから行わせていただきたいので、その辺はまずは支援ということは考えの中にはないということをお伝えいたします。どうぞご理解いただければと思います。

以上です。

○議長(野村 洋君) 再々質問。

○9番(河野文彦君) 一部支援に関しても検討ではなくて、考えがないと言い切られてしまったので、町長の考えとしては企業に対しての設置は必要ないと考えているのかなというふうに思うぐらい今私もびっくりしたのですけれども、戸別受信機の設置ですから、一部支援なり全額かどうかは分からないのですけれども、町の出費としても毎年何百万もかかるかではないと思うのです。ある程度設置が進めば、そこで出費というものもある程度落ち着くような事案ではないかなと思うのです。ですから、その辺今は全く考えがないというような答弁だったので、ぜひぜひ進める必要があるのではないかなと思うので、私はここで質問しているのです。町のほうでボリュームのほうも調整できるということで、ふだんのボリュームですと、まず一般家庭はついているからいいのですけれども、事業所の中でも屋外拡声機の本当の付近ではないと全く聞こえないです。多分町長以前経営されていたお店の中でも聞こえないと思います。私の会社も聞こえません。それで、何かチャイムが鳴っているかな、風向きがよかったらそれが分かる程度なのです、本当に。

そういうのが聞こえたら、何だろうなといって窓を開けてちょっとみんな静かにしろと言って耳を傾ける、そういう状態の事業所が本当にたくさんあると思います。そういう人のためにも本当に設置は進めるべきではないのかなというふうに考えていました。

あと、例えば消防団の方が所属している企業なんかも、消防団の方は家庭用のやつは消防団の出動なりという情報が入るように設定されているらしいのですが、消防団の方が勤務中に何かあって出動といったときに携帯電話で連絡が来るようにはなっていないのかなと思うのですが、電話もしバイブにして机の上に置いていたらもう気がつかないとか、そういう状態だと思うのです。現に私の所属している企業にも消防団員いますけれども、消防車が走って行って何かあったのだなと、そういうレベルです。ですから、そういった面も考えても本当に戸別の受信機なければならないのかなというふうに思っています。

必要だと思うのであれば、今この答弁でもそうですけれども、やらない理由ではなくて、もし町長自身が必要だと思うのであれば、それをどうやって進めるかという方法をまず第一に考えてほしいのです。どうもお話聞いていると、断る理由を探すのが第一になってしまっているのかなというふうに思う部分があるので、私は必要だと思うので、ぜひ考えていただけたらなというふうに思っています。

以前にもこの質問したとき、やっぱり SNS を活用だとかという話が出てくるのですが、以前質問したときと SNS の活用状況というのですか、は正直何も変わっていないのかなというふうに思うのです。ですから、町長の言う SNS を活用して事業所に勤務中にある方の情報取得の度合いを上げる手法をどういうふうに考えているのか、SNS を活用して、必ず出てきますので、その辺ももう一度教えていただけたらなと思いますので、お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

河野議員おっしゃるとおり、様々な事業所において、先ほど消防団員の話もございましたが、私も消防団に所属しているときはやはり分団長からの電話連絡で現場というか、詰所に行くということが主でした。確かにいろいろなご意見をいただきながら、私たち以上に本当にいろいろな町民の方からそういった防災面に関してご意見をいただいているところであると思います。まずは、地域の住民の方々のご意見、そういったものをしっかりと集めさせていただいて、多分議員もかなりいろんなこととお話しされていると思いますので、議員のお考えも当然ではございますが、そういったものをまずは集約させていただいて、情報を聞こえづらい、受けづらい方々に対しての課題をどう解決するかという点においてどういったものが一番ベストなのかということをしかりとそういった意見を踏まえながら検討させていただきたいと思います。なかなか私も答弁ではっきり申し上げてしまったので、あれなのですけれども、そういった議論を深める中で可能であればそういった補助に関して検討する余地はあるのではないかなと改めてお話させていただいて思いましたので、しかしながらまずはご意見をそういうふうに集約させていただいて町民の方々の防災

意識を高めながら、しっかりとそういったSNSの活用も含めてやっていきたいと考えております。

そして、SNSの活用どういうふうにやっていくのかというふうにおっしゃっていましたが、こちらもやはりなかなか課題といたしますか、私も個人的にSNSやっているのですが、毎日毎日いろんな情報発信すればするほど、それが伝わりづらくなるというか、やっぱり常に出し続けるということが必ずしも受け入れていただくということにはつながらないという現実もございまして、その辺がすごくSNS、こちらから発信するという手段であるということに関しては有効であるとは思いますが、その辺がすごく難しい点なのではないかなというふうに思っております。しかしながら、今森町にあるラインでお知らせする、防災無線の内容を、先ほども答弁させていただきましたが、そういったことももっともっとしっかりと周知も含めて行わせていただく点も併せましてしっかりと今言ったこと、町民の意見集めさせていただいて総合的に判断して検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 防災行政無線についてを終わります。

以上で議席9番、河野文彦君の質問は終わりました。

次に入ります。次に、人口減少対策について、議席15番、斉藤優香君の質問を行います。

○15番（斉藤優香君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

人口減少対策について。人口減少は、森町だけの問題ではありませんが、人口問題は町政の根本だと思います。特に心配なのは、生まれてくる子供が年間50人から60人まで減少しています。というのも家庭を持ち、働き盛りの25歳から30歳は男女合わせても500人ほどと極端に少ないことに起因していると考えられます。第2次森町総合開発振興計画の策定時に行ったアンケート結果で町外に移りたい理由は、自分に合う仕事がない、商売や経営が成り立たない、また買物や娯楽などの場がないでした。その調査から5年、ますます状況は悪化していると思います。まち・ひと・しごと創生総合戦略の1次の総括でも実施してきた戦略掲載事業が効果を発現できていない、もしくは効果を上回るペースで人口減少が進行していると振り返っているにもかかわらず、2次の計画では施策も減り、コロナ禍とはいえ成果は見られません。森町は、森町人口ビジョンで2060年に1万人という展望の下、現在の町政を行っているならば、修正が必要ではないでしょうか。町は、人口増加を目指すのか、小さな町にしていくかの方向性を決め、具体的かつスピード感を持って積極的に取り組まなければならないと思いますが、町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

多くの地方自治体が抱えている人口減少の状況は、当町においても深刻な問題であると強く感じており、さらに少子高齢化が進んでいることも認識しております。現在2060年の森町の人口目標を1万人と掲げ、雇用支援、交流人口の増大、結婚、出産、子育て、安心、安全と4つの基本的な方向の下、施策を執り行っているところであります。今もなお人口



減少が進行していく中ではありますが、目標を修正するのではなく、高い目標に向けどう進めていくかを考え、実行していくことが重要であるとの認識の下、今後さらに取り組んでいかなければならないと思っております。

また、施策についてもまち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会委員の方々からの意見をいただき、具体可能な施策を検討し、進めてまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○15番（斉藤優香君） 再質問させていただきます。

今町長は、森町人口ビジョンで2060年までに人口が1万人を目指すとなって下げるつもりはないと申しましたが、行政執行方針の中でも町長は第2次森町総合開発振興計画を基調とするとなっているのですが、その計画の中では2027年に1万5,000人を目標となっているのです。一体どちらの目標を進めていくつもりなのかということと、あと執行方針の中で定住対策では地方移住の流れを捉え、世代、家族構成、目的などターゲット設定を意識するとありますが、そのターゲット設定というのはできているのでしょうか。例えば子育て世代を増やすというのであれば、やはり働く場所はもちろんです。子育ての環境を充実させるというのが大前提だと思うのです。お金の支援も大切ですが、やはり保育所、図書館、子育て支援センター、伸び伸び遊べる場所など安心して子育てができる環境を整えるということが大事ではないかと思えます。

先ほど町長もおっしゃられましたけれども、移住者対策、ほかの町村は様々なことをいろいろ行っていると思うのです。森町が今行っているというのは、北海道と共同して行うUIJターン新規就業支援事業のみです。これは、北海道が対象としているマッチングサイトに掲載されている求人先に就職することが条件、それでは森町は1社のみなのです。または起業する、それとあと東京圏からの人であるなどと条件がついています。いまだ利用者はいません。また、空き家対策についても北海道が運用する空き家情報バンクを利用してくださいとだけで、とても移住者に来てほしいと思っているとは思えません。支援の窓口を広げ、全国どこからでも安心して定住できるようにする、情報も簡単に提供する、町長も私も移住者です。この町が暮らしやすく住みよいということは、私たちが実感していると思います。働き方も変わってきています。今だからこそ強く発信し続けることが大切ではないかと思えます。また、若者の定住対策につきましてもつながる奨学金制度の充実、例えば森町に住んでいて森町または近隣市町の事業所に就職した方が進学のために借りている奨学金の償還の一部を補助するなど奨学金の返還支援を行うなど、UIJターンを本気で考えるのであれば、どのような町だったら住みたいか、そのために必要な支援は何かを考えなければなりませんと思えますが、町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

斉藤議員おっしゃるとおり、昨日新聞にも人口減少の具体的な数字、そういったものが各市町村ごとにグラフで表示されて掲載されておりました。その中においてこの人口減少

の流れというものは本当に避けられないというふうに考えておりますが、私の考えの中で目標としてはやはりこれは高い目標を持って人口を増やし続けるのだ、そういう考えの中で私は様々な施策を構築していく必要があるのではないかなと考えております。避けられない流れの中でグラフが下降を続ける中においてもやはり高い目標を持って増やし続けるのだという気持ちで施策をいろいろと練り出していけば、その減少速度は私はある程度抑えられるのではないかなというふうに考えております。逆に、今ここでその逆の考えというものが具体的にどういうものかというのは、私は目標としては持っておりませんので、あれなのですけれども、人口を増やしていくという思いを目標として持たなければ人口減少は一気に進むのではないかなというふうに考えております。そういう点からしても目標としては、本当に高い目標を持って人口は増やし続けるのだという思いの中、いろいろなことを私は進めていきたいと考えております。

その中でも議員おっしゃるとおり働く場所、Uターン、Jターン、Iターン、様々なものが今北海道のほうでも策としてございますけれども、これはやはりいろいろな地域に満遍なく当てはめられるような流れで組まれているのかなという点を考えれば、これは森町に特化したそういった施策を考えていく必要があるのかなというふうには私は思っております。就任以来若者に限らず移住者の働くところ、そういったことも働きやすい環境を構築するためにいろいろな施策を考えるよう担当課のほうには指示を出しているところでございます。なかなかいきなり効果が出るというのは難しいのかなという思いの中で、しかしながら連続して切れ目のない子育て世代への支援策、働きやすい環境、観光面も含めて遊びに来たいと思えるようなまちづくり、そういった総合的なものをまち・ひと・しごと総合戦略会議の中で担当課に事業をのせてもらうこともしっかりと私は指示をしていきたいと考えております。9月に次の会議がございますので、その中で先ほど副町長の話からもございましたとおり子育て支援金の事業を掲載するですとか、いろいろなまだまだその会議にのせるべきものたくさんあると私は認識しております。しっかりと担当課に指示を出し、精査しながら、委員の方々から意見をもらいやすいような会議にしていって人口減少社会に対するまちづくりの在り方、町民の皆様並びに議会の皆様方にもしっかりとお示しできるようなものをつくり上げていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○15番（斉藤優香君） 前向きに人口を増やしていくということなので、それにはゆっくりに考えている時間はないと思うのです。このまち・ひと・しごと創生総合戦略は、もう1次が終わっているのです。5か年が終わっていてほとんど成果が出ず、2次に行っているのですけれども、2次でも施策も大分減って、目標値も減って、普通だったらなければその前のできなかったことを検証してもっとよりよいものをつくっていくところがなくなっていったような、そして担当課の人が替わるとそれはもう何もなかったようなことになったりして2次に来ているのです。2次ももう1年たって成果がない、これ5年間の間

で達成できればいいとなっているのですけれども、では5年後これが達成できなかったときどうするのですかという話にもなってくると思うのです。やっぱり1年ごとにきちっと結果を出して、駄目であれば、ではどうするかということをやっつけていかないと、毎月50人から60人人口が減っていつまでかというの、これを食い止める手だてをゆっくりやっつけてはその目標は到底達成できないと私は思います。であるとすれば、やはり各課個別にやるのではなくて、人口を増やすプロジェクトみたいのをつくって、そこで皆さん共有して施策を達成するというふうにしていくということがいいのではないかと思います。でなければ、ただ目標立てて、駄目だった、では来年というふうだと、いつまでたっても同じことの繰り返しになってしまうと思うのです。やはりほかの自治体では、子育て環境を整え、就農、就業などに様々なアイデア、知恵を絞って取り組んでいると思います。いろんなところを参考にされてもいいと思うのです。まねしてもいいと思うのです。やっぱり成功しているところの例をきちっと見て、一歩でも前に進むということが今大切ではないかと思えます。どのような町を目指すのか、挑戦する人が集う魅力あるまちづくりの施策はあるのか、再度町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

挑戦者が集う町、私はこれ本当にとっても大事なことであると思います。SNSを活用して私も個人的にいろいろな情報発信、情報収集をしておりますが、やはりその中で目立つものというものは町場の方々、町場のそういう組織というか、いろいろな会の方々が自らやりがいを持っていろいろなまちづくりを発信している、そういった姿がかいま見れるというのが私は本当に第一歩になるのではないかなと考えております。その中でも私も以前からいろいろなところで申し上げさせていただいておりますとお関係人口、本当にこの森町は魅力あふれる町で様々な可能性がまだまだたくさんある町でございます。その魅力や可能性に町外の方々が気づき、どんどん、どんどんこの森町でいろんなことをしてみたいとおっしゃっている方々、就任以来本当にたくさんいらっしやっただいております。斉藤議員が連れてきていただいた方もそうです。赤井川地区でこの間もいろいろな事業をやりたいということで一緒についてきていただいた方もいらっしやいました。本当に議員の方々もいろんな方ご紹介いただいている中で、そういった方々の思いしっかりとこの森町で実現できるような体制づくり、私は必要と考えております。まち・ひと・しごと総合戦略の中で委員の方々からもしっかりとお話、ご意見いただいております。議事録も読ませていただいております。その中で検証、本当に大事なことでありますので、その辺は様々な新たな事業、そういったものをしっかりと担当課に指示を出し、委員会のほうにのっけるようにしっかりと指示は出していきたいというふうに考えております。

いろいろな施策の中で先ほど奨学金の話もございました。私その辺も公約に挙げさせていただいておりますので、しっかりと担当課のほうに指示を出しておりますので、単一的なそういう限られた効果になるということではなくて、広範囲にわたるまちづくりへの効果につなげられるような施策にしっかりと担当課と話を詰めて構築していきたいと考えてお

りますので、またそういうものをお示しできる時期になりましたら、しっかりと議会のほうに諮ってお示ししていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 人口減少対策についてを終わります。

以上で議席15番、斉藤優香君の質問は終わりました。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、ホームページ、SNS等の運用について、尾白内小学校について、議席14番、松田兼宗君の質問を行います。

まず初めに、ホームページ、SNS等の運用についてを行います。

○14番（松田兼宗君） それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

まず最初に、ホームページ、SNSなどの運用についてということで質問させていただきます。新型コロナウイルスの地球規模での感染拡大は、国や地方自治体の政治、行政を大きく混乱させています。それは、森町も例外ではなく、刻々と変化する情報の変化に振り回されているのが現状ではないのでしょうか。とりわけ町民への情報伝達について、手段を持ちながら有効に活用されていないことの影響が拍車をかけているのではないのでしょうか。つまり公式のホームページ、SNSを持ちながらも十分に活用されていないということです。過去にこれだけ長期間町民が情報を求めたことはありません。今後の活用の成否は、森町民の情報リテラシーに大きく影響すると考えられます。

そこで、森町のホームページ、SNSの運用について、特に新型コロナウイルス関係の町民への情報伝達の運用を中心にお聞きします。

1つ目に、町民への情報の作成、発信、集約、責任の主体はどこにあるのでしょうか。

2つ目に、ホームページ、SNSでの情報は公文書であると考えられますが、いかがでしょうか。

3つ目に、情報発信がホームページ中心でSNSの連携が全くないのですが、どうしてなのでしょう。

4つ目に、町長の個人的なSNSなどでの情報発信との関係はどのようになっているのか。

5つ目に、森町情報化推進計画の4年を経過する時点での総括をどのようにしているのか。

6つ目に、ソフトバンクとのICT教育における事業連携協定の事業について具体的なものがあるのでしょうか。

以上です。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

1点目について、終息の見えない新型コロナウイルスの感染拡大に関し、関係する様々な情報がメディア等を通じ発信されている状況であります。本町におきましては、森町新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の下、町長、私を本部長、そして副町長、教育長を副本部長に据え、本部員会議にて情報の共有、対応方法等の確認を行っております。その中で感染に関する情報の発信をするに当たり、事務局である保健福祉対策部において情報の作成、集約を行い、副本部長、本部長の確認、決裁をしております。その後ホームページへの掲載については、企画振興対策部にて準備をし、発信、そして防災行政無線での放送については防災交通対策部にて準備をし、発信しております。このようなことから、新型コロナウイルス感染に関する情報につきましては対策本部長の管理の下、行われているものです。

2点目について、町公式ホームページへ掲載するに当たり、その投稿内容については投稿内容を作成する担当部署において確認、決裁を行っていることから、それまでの過程を公文書として捉えております。その後企画振興対策部へ投稿依頼もしくは担当部署にて投稿を行い、情報の発信を行っているところです。

3点目についてです。森町からの情報の発信に当たっては、フェイスブック、インスタグラムといったフロー型のメディアの特性を最大限活用するため、突然起こり得る自然災害情報や町民のライフライン等に関わる情報を主体とし、発信するよう進めてまいりました。そのため、町公式ホームページとの直接の連携はされていない状況ではありますが、今後も発信する情報内容を十分見極め、適正判断の下、効果的に発信するよう努めてまいります。

4点目について、ご質問にある私の個人的なSNS等の情報発信と町で管理運営しているホームページ、SNSに関しましては直接的な関係はございません。

5点目について、計画内にある各項目の進捗に差はあるものの、粛々と実現に向け取組をしております。

6点目について、教育部門としてソフトバンク社からの多くの知見やサポートを受けているところではあります。新型コロナウイルスに関しましては、連携協定内事業に含まれていないものの、集団接種会場のCO<sub>2</sub>センサー等の無償利用権の提供を受けております。

以上になります。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○14番（松田兼宗君） まず、1つ目の責任は、情報作成、発信の一連の情報伝達の流れについては当然森町新型インフルエンザ等の対策本部要綱に全て基づいて行われているので、改めてそれは理解して、そのとおりやられているのであろうことはよく分かりました。

それで、ここで確認したいのは、確かに保健福祉課で全部総務というか、中心になってやられているのは、事務局持ってやっているというのは分かるのですが、関連情報に関し

ては企画振興課でやるというふうに書かれているのです、仕事の分担が。これの関係ってどう理解したらいいのでしょうか。だから、インフルエンザに関しては確かに保健福祉課でいいのでしょうかけれども、今後いろんな場面に関してそれぞれの課によって重点置かれる部分があるのでしょうかけれども、要綱においてはこういうふうに書かれているものから、町長があくまでも本部長になっていますから、そこで管理するというのはインフルエンザに関して分かるのですが、そこにおける場合の企画振興課の役割というのはどういうふうになっているのかなと、まずその辺1つ目に対してお聞きします。

それと、2つ目の公文書であるという認識でおられるのだなと思って、改めてそれはいいのですが、確認なのですが、この公文書というのは森町の情報公開条例で定義されている部分で解釈していいのだと、要するに電磁的記録に当たるのだと、ホームページの部分は、そういう理解でよろしいですね。

それで、それを前提にした話を進めますけれども、実は今回いろいろホームページの特に新着情報に関して調べてみたのです。そうすると、実はその中で5か月ほど空白、ない部分があるのです。僕もたまたまどういふふうになっているのかちょっと細かく調べてみたら、その部分がないのです、5か月を超えた部分の。その部分に関しての新着情報というのは全くない、それはどういふふうに考えたらいいのでしょうか。というのは、公文書という判断からすると、これはかなり問題になるのかなと、管理上。その辺確認は多分していないのだと思う。私自身調べて行って初めて分かったので、多分サーバーの上では残っているだろうけれども、町民の目からは見ることができないのです、5か月以上にわたっての情報が。まず、そういった場合直接どうのこうのという話にはならないのかもしれないですが、いつからの部分かという2018年11月2日から19年の6月3日までないのです。これだけの情報って相当な量あるのかなと思ったりもしますので、この場では多分確認できないと思いますけれども、もしそういう場合どういふふう判断したらいいのか、公文書として考えた場合の話です、これは。

それと、3つ目の情報発信がホームページ中心でSNSの連携全くないというのは、ないのです、実は。というのは、でもこれも全部6月1日現在で調べてみました、どういふふうになっているのか。ラインに関しては、私ラインあまり使っていないので、分からないのですが、人数に関しては友達数というのは1,845人で登録されています。フェイスブックに関しては1,848人、それからインスタグラムでは269人、ツイッターが167人、ユーチューブが220人なわけです。この人数からいうと、少なくともこの中で最も使える部分って一体何かという、この人数多い部分なのです。ラインとフェイスブック、これで情報発信すれば少なくとも1,800人ほどの人には連絡行くわけです。そして、その人が何をするかというと、ホームページが更新されたらホームページを見に来るわけです。実際私確認したところによると、1日でこの間のアクセス数で1,700あったというわけです。だから、その辺からすると全然利用しない手はないのです、本当は。だから、最初に言ったように、今後これを利用していかに情報を、ホームページを見てくれる人を増やすかなのです。それ

を考えて進めようとするれば、SNSを利用するしかないと思いますので、その辺どう考えているのかということです。

それと、情報推進計画についてなのですが、これはもう4年経過、5年までの、令和の4年までの計画なのです。もう4年に入っているわけです。この中でも全くやられていないというのが、いろんなことが書かれています。例えばオープンデータにしても全然データ増えていないです。それと、この中で公式ホームページとの連携、リアルタイムの情報発信を行っていきますとか、漁業、農業、林業を含む地域産業におけるICT利用を促進し、ICTサービスのマッチングなどのサポートなどを行うとともに、町内ICTのエンジニアの育成を行いますと書いているわけです。全くやられていないのではないですか。この辺を問題なのはなぜできないのか、その辺どういうふうにお考えになっているのかお聞きします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時14分

再開 午後 1時19分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

インフルエンザ対策本部に関しまして企画振興部の役割に関しましてご質問いただきました。その点に関しまして役割としましては、各課から関連情報を上がってきたもの集約し、そしてサーバー等に实际的に投稿する、そういった作業を役割として与えております。

そして次に、公文書として松田議員認識はこれでいいのかということでおっしゃっていたのですが、私が先ほど答弁でお答えした公文書としての認識は掲載された内容そのものではなくて、それを内容として掲載するに当たっての決裁の過程、その中でそういったやり取り、それを公文書として私たちは捉えているところでございます。表示内容に関しましては、あくまでも掲示物といいますか、表示内容にとどまることであり、公文書として認識しているのはその決裁過程のものであるということは改めて申し上げさせていただきます。

そして、2018年から2019年度のその間情報が掲示の部分で欠けているということですが、これ現段階でちょっと原因等々お答えできる状況ではございませんので、しっかりと調査しましてこちらは対応させていただきたいというふうに考えております。

そして、ライン、インスタグラム、ツイッター等のSNSを町のホームページと関連させてしっかりと町民の方々に情報発信するツールとして活用すべきだというお話は、まさに私そのとおりでございます。ラインにつきまして、あとインスタグラム、ツイッター、各それぞれのSNSには特徴、特色がありまして、それぞれにおいて向いている部分、向いていない部分というものがございます。私先ほど河野議員からのご質問のときにもちょ

っとお答えしたのですが、こちらから発信するという情報の手段、これはなかなか難しい部分がありまして、何が難しいのかといいますと、やはり各それぞれのライン、インスタグラム、ツイッターにおいても情報は届けることはできるのですが、それを受信する方々がしっかりとその内容であるということを認識して捉えていただくというのは、だんだん、だんだんと情報量が増えるにつれ、飛ばしていってしまうのです。これは、私が個人的にやっているSNS等でも起こっていることなのですからけれども、やっぱりその辺各それぞれのライン、インスタ、ツイッター等で得意とする部分、不得意とする部分がありますので、その辺課題をしっかりと精査しながら、松田議員おっしゃるとおり有効な手段だとは思いますが、その課題をしっかりとクリアできるような部分も含めて運用のほうはしっかりとさせていただきたいと思っております。

あと、情報推進のいろいろな計画に対してどうなのかというお話もございました。こちらもしかるべき関係機関としっかりと協議しながら、関係課様々なやり取りをしております。オープンデータに関しましても様々な会議等々でいろいろな方からご意見いただきながら構築を進めさせていただいておりますし、一次産業へのIoTですとかICTの利活用、そういったものに関しましても担当課から何度か実際の農家様に投げかけといいますか、こういうシステムといいますか、そういうものがあるということはお伝えさせていただいております。現実としてすぐにそれを制度として受け入れていただくというのやはりなかなか難しい部分があり、思うとおりに進んでいないという部分も正直あるのかなとも思いますので、これからどんどん、どんどんスマート農業ですとか、スマート漁業ですとか、そういったもの進んでいくと思いますので、その辺はしっかりといろいろな国や道の動向等を見ながら地域産業、一次産業に落とし込んでいくということはしっかりとやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○14番（松田兼宗君） まず、最初の公文書なのかどうなのかというその判断の問題なのですが、今の説明だと、そしたら公文書ではないという理解でいいのですか。公文書、情報公開条例において書いていることというのは、これは全国統一された見解なのだというふうに私理解していますけれども、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているものをいうのです。もっと別な言い方すると、公文書とは公務所または公務員がその名義をもって権限内に所定の形式に従い作成する文書をいうのです。ホームページで書かれていると違うのですか。だから、紛失しているというのがまず問題だというのは、それはかなりまずい話なのです、私は公文書と理解していますから。

そしてさらに、実際何でこういうことが起きたか、気がついたかという、今回のコロナの話でいろんな町民と話をするわけです。機会が多いのです。そのときに私が読んだホームページとその人が読んだホームページの情報が違うのです。そこから始まっているのです、実は。というのは、書いたのを同じ日に掲載しても削除されて別なものに入れ替え



られているのです。そのことをたまたま職員の人に指摘したのです。そしたら、どういうふうになったかという、いろんな情報の中でその上に書き足す形だと、追加する形だと書き方を変えたのです。僕は、それが一番正解なのだと思います。クラスター発生したときの何人発生したどうのこうのという話が続いていくその上で、では過去どういう情報の発信されているかと分かるわけです、その一緒のページの中で。そして、最新がそういう形になるというのは、そういうふうに変えてくれたから、見る時間帯によって情報が違うということはないわけです。だから、本来公文書であれば変えられないはずなのです。

それで、その部分に関して森町の公式ホームページなどの管理運営要綱というのがあります。この中でこれは問題であるなど、これは変えなければならないのかと思っていますけれども、所管する事務事業に関する情報の作成、更新及び削除を行うことと一つの管理者の仕事として書いているわけです。さらに、投稿担当者も同じく修正、削除を行う投稿担当者を置くと言っているのです。これは、削除はできないでしょう。こういう部分全部見直さなければならないと思って見ていたので、その辺どう考えますか。だから、公文書の見方、どうやって公文書と見るのだという話をきちっと押さえていかないとこういう問題が出てくる、削除なんてできません。それこそこの削除という文字を削除しなければならぬ、そういう問題が出てくるのだと、今回いろいろ調べてあれと思った部分があったのです。それで、その辺どういうふうに関心を持っていくのか、この場で言っても始まらないと思います。今後の方針どのように考えて、私が指摘したことを確認しながら今後進めていくことになっていきますけれども、その辺どう考えているのか、考えますかということです。

それと、SNSの話なのですが、ひどいのはフェイスブック、1,847件のフォローがありながら2020年10月11日の選挙の情報で終わっているのです。岡嶋町長が選挙のときではないですか、これ。そのときの情報のままなのです。こういう状態になっていて、さらにはまだあるのは、ひどいのはインスタグラムなんて2020年の5月1日です。だから、そういうような状況になっていかに使われていないか、そして一方で使うというふうな方針を打ち出しているわけですから、先ほど再質問でも質問したようになぜそういうことが起きてくるのですか、この3年間何やっていたのですかという話なのです。大した問題ではないです。私は、今回どういう作業が各SNSで必要かという、ホームページに載せたことをSNSで更新しますという情報を流すだけでいいのです。それだけで町のホームページを見に行くわけです。今回ほどこのコロナで見に行った町民の数はないわけです、これほど見に行った数は。アクセス数見ると、それは当然分かっているはずですが、だから、何が原因でSNS使われなかったのか、今の町長の考えでいいのですが、なぜそういうことが起きるのか、スキルを持っている職員がいないのですか。

そういうようなことで再々質問終わります。

○議長（野村 洋君） 松田議員、30分経過しましたので、念のため。

（「休憩も入っちゃうんですか」の声あり）

○議長（野村 洋君） 入ります、持ち時間でございますので。  
休憩しますか。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時33分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○副町長（長瀬賢一君） ちょっと事務的な部分もございますので、私のほうから補足で  
ご説明させていただきます。

まず、公文書の取扱いについてでございますけれども、先ほど町長の答弁の中でその作  
る過程における決裁の内容、そういった過程を、プロセスを公文書として捉えているとい  
う答弁をさせていただいたのですけれども、その一方で行政機関がその職務のために作成  
した文書というものが公文書という捉え方もございますので、ホームページの中で書かれ  
ている文書自体も、これは広い意味では、そういった意味で単なる掲示物という見方もあ  
るのですけれども、公文書として捉えるということもできるのではないかなというふうに  
思います。いずれにしても、私どもはその掲示の内容については重要な文書という位置づ  
けでありますので、その辺の文書の取扱い等については適正にしっかりと慎重に取り扱  
ていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、ホームページの管理運営要綱との関わりについてでございますけれども、こ  
ちらのほうもその要綱にのっとって整合性再度確認しまして適正に対応していきたいとい  
うふうに思っております。

それから最後、フェイスブック等のほかのSNSのそういった活用方法につきましても  
先ほど来町長からも答弁ございますように、しっかりとその辺も有効活用しながら情報発  
信していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ホームページ、SNS等の運用についてを終わります。

次に、尾白内小学校についてを行います。

○14番（松田兼宗君） それでは、2つ目の尾白内小学校についてということで質問させ  
ていただきます。

今年3月、昨年に続き尾白内小学校校舎の耐震診断5,000万円の予算が森町議会において  
修正、削除されました。そこで、森町教育の最高責任者である教育長にお聞きしたいと思  
いますが、いろいろ多いので、よろしくお願いいいたします。

1つ目に、2年連続の修正、削除された理由と責任についてどういうふうに考えている  
のか。

2つ目に、10年以上も耐震診断を放置してきたのはなぜなのか。

3つ目に、ほかの施設と比べて10倍ほど、5倍ぐらいになるかな、それちょっと修正しなければならないのですが、とにかく数倍にわたって高額であるということについてどのように考えているのか。

さらに、4つ目に、直接保護者の方と話をしたことがあるのでしょうか、この尾白内耐震診断の話について。

それと、5つ目に、現在の尾白内小学校の校舎の立地場所の適否についてどう考えているのか。

6つ目に、森小学校などへの入学の希望がある場合、尾白内地区の親御さんに対してはどのように対応していくのか。

7つ目に、尾白内小学校を統廃合する場合の最も重視するものは何なののでしょうか。

8つ目に、尾白内小学校の未来予想図はどうですかということは、というふうな書き方をしていますけれども、要するに将来的にはどういうふうに構想見ているのでしょうか、尾白内小学校の将来を、についてをお聞きしたい。

最後に、3度目の耐震診断の予算を提出する予定はあるのでしょうか。

以上です。

○教育長（増川正志君） お答えします。

1点目の修正、削除された理由と責任について、松田議員においては十分にご承知のこととは存じますが、昨年3月会議において尾白内小学校の耐震診断予算について保護者や地域の意見を伺って将来の方向性を見いだすこととして動議により修正、削除となりました。そこで、町内会会長、PTA会長等で構成され、一定の権限と責任のある学校運営協議会からの要望書を基に本年3月会議に予算計上いたしました。全体の意見を集約していない、複式学級への不安、津波浸水区域にあること等の理由により、再度修正、削除となりました。教育委員会といたしましては、一刻も早く保護者、地域の意見を集約して耐震診断を実施し、その結果を基に尾白内小学校の将来を見通すことが第一の責任であると考えております。

2点目の今まで耐震診断を実施していないことについて、これまでも繰り返しご説明しておりますが、尾白内小学校の耐震診断調査については決して放置してきたのではなく、繰り返し予算要求をしてきておりました。しかし、他の事業との関係から予算の確保ができなかったことにより調査が遅くなったことについてさきの会議において副町長、私よりおわびを申し上げたところです。

3点目の他の施設と比べて耐震診断予算が高額であることについて、このことについても繰り返しご説明しておりますが、尾白内小学校の昭和40年代の改築時の成果品として構造図は必要でなかったことから、全箇所構造体の調査を行った上で耐震診断を行う際に必要となる構造図等の関係図書を作成するため調査費用はかかりますが、他施設と比較して調査内容や調査箇所数が違うことから、一概に他施設の調査費用と比較でき

ないものであると考えます。

4点目の直接父兄の方と話をしたことがあるのかについて、必要に応じてこれまでも尾白内小学校PTA役員から意見を伺ってきたところであります。

5点目の校舎の立地場所の適否については、津波浸水区域に入っていることは承知しております。津波浸水区域内にある学校については、災害時の被害を最小限にすることが第一であり、そのことから学校においては地震や津波を想定して避難訓練を実施しているところであります。

6点目の森小学校等への入学の希望のある場合の対応について、これまでも特別な事情がある場合においては区域外就学を認めております。

7点目の統廃合する場合の最も重視する点について、現時点では全く考えに及んでおりません。

8点目の尾白内小学校の未来予想図について、保護者及び地域の皆様との合意形成をもって見いだしたいと考えます。

9点目の3度目の耐震診断予算を提出するののかについて、これも保護者及び地域の皆様のご意見を基に判断いたしたいと考えます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ございますか。

○14番（松田兼宗君） まず、多岐にわたりまして質問させていただきまして、過去に今までの議会において答弁しているのも幾つもあるので、それは承知の上であえて質問させていただいたわけですが、まず1点目、先ほどの答弁の中でPTAの役員とは話をしているという話です。その場では、当然耐震診断をやってくれという話になっているというふうに伺っていますけれども、とすればPTAの役員の代表だから、当然PTA全体の意見を反映しているのだと、そう理解しているのだと思います。とすれば、議会において2回修正、否決されているのです。それは、一体どういうことなのですか。町民の意見ではないのですか。教育長が言っているように、PTAの役員の判断はPTA全体の判断だと言っているわけです。とすれば、森の議会において、代表です、町民の。そこにおいて2回も否決されているのです。修正、否決されている。理由はともあれ否決されているということは、町民の意見を反映されていないということに判断しているのですか、再度出そうという動きがあるとすれば、2回出すこと自体ちょっと妙だなというふうな気はする。言っていることをやっけて出すのならいいけれども、ではないですから、だから議会側の判断としては町民、40人前後の生徒数の親37世帯だと思います、たしか記憶していますけれども。その人たち全員の意見を聞くことが大事なのでは、前提になったのだと私は思います。その前提自体がなかったわけですが、この3月の議会において。そう私は理解している。

そして、今回なぜここが反対、否決されるのか、そして10年間も予算がないから先延ばしされてきたのですかという話、要するに高いからでしょう。5,000万という金額がほかか

ら比べて高いわけです。その部分に対して、だから先延ばしされてきた。とすれば、さらに5,000万かけるとしても、今の教育長の話だと何も持っていないわけです、尾白内小学校将来的にどうなるか。全部父兄というか、保護者任せです。保護者の意見を聞いて、それから始まる、そういう話ってありますか。森町の教育の最高責任者である教育長が森町の教育を思い描かないでどうするのですか。同じでしょう、尾白内小学校も。尾白内小学校思い描かないでどうするのですか、将来。あそこの場所は、不的確な場所なのです。そこに対してあえて耐震するという、余分に捨て金になっているということなのです。私は、そうとしか理解できない。だから、無駄なのではないですか。それよりも私言いました。3月の議会で別な、討論の中では言っていないですけれども、1度言ったはずです。反対する人も賛成している人もみんな言っていること同じなのです。生徒の安全、安心なのです。みんな言っています。そのためには、何を今やらなければならないか、それが10年間放置していたのです。安全ではないと思われる校舎で授業やっているわけです。今安心、安全を確保する、最も担保するのは一体何なのですか。すぐ森小学校にバスで運んで授業やることです。それしかないでしょう。今でも安全だと思っていないわけでしょう、皆さん。校舎をそういう場所を使ってやっていること自体おかしな話なのです。

そういうことで、今の私の言ったことに対してどう教育長は思っていて、いやいや、違うのだと、構想を持って、全部私が聞いている範囲では調査がありき、そして補助金ありきの話しかしていないです。森町の教育がどうのこうのと一切聞いていないです。そんな話をしてほしいのです。

以上です。

○教育長（増川正志君） 再質問にお答えします。

まず、昨年度段階でコロナ禍にあって、そして学校に対して意見具申できるのが学校運営協議会でしたので、その意見をもって、そして各団体の代表の意見をもって、それで各団体のそれが総意だというふうに判断しましたので、学校運営協議会として要望書を提出させていただきました。それが修正動議につながったというふうにして考えて、そのために今修正動議の提案理由に従って意見を再集約しているところであります。

そして、10年間、また5,000万のことですけれども、そして将来が保護者の意見のみで終わっているのではないかということなのですけれども、私もこれまで例えば議員とは平成30年の12月議会において小学校の統廃合について質疑に答弁させていただきました。その中でもできる限り存続していきたいという意見を述べておりました。今回の予算修正の前でもできる限り行政では統廃合を行わない、学校は存続していきたいという意見述べておりました。それが修正されて動議につながったものだと思います。そして、今その動議の提案理由に沿って対応している、ただ、今緊急事態宣言下でなかなか足踏みしているところでもあります。もう少し対応を待っていただければというふうにして考えております。

それと、今津波浸水区域にあるからといって子供たちを森小学校へ移すということの論理的な根拠、これをどう見いだすのかということなのです。これについても合意形成が必要で

ありますし、津波浸水区域にあることをもって北海道教育委員会とどう詰めていくのかだとか、教職員の人事配置だとか、学級編制だとか、いろいろ問題があるのです。今すぐということにはなりません。ですから、修正動議にあったように提案理由に沿って今進めようとしているところでありますので、この緊急事態宣言がいつ解除されるか見通しありませんけれども、解除されたら迅速に意見聴取をして、それをもって判断いたしたい、そういうふう考えているところです。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ございますか。

○14番（松田兼宗君） 1つ答えていただけていないのですが、要するにもう一度言いますけれども、どのような森町の教育、尾白内小学校の未来予想図なのですか、私に言わせると。どういうふうに思い描いているのか、全然今も語ってもらっていない。それが必要なのだと私思うのです。私小規模校が必要でないとか、そういうことは一切言うつもりありません。小規模校のよさをどう生かした学校をつくるのかということをお話して教育長は語っていないのです。そこなのですか、問題は。だから、今回は濁川小学校が休校になります。それだって地域の意見だからやるという、休校するという話ではないですか。地域、地域ではないのです。どうやって小規模校を生かした、小規模校しかできない教育があるわけですか。全国にそういう例はいっぱいあります。そういうものを目指すという意味があつて、さらに尾白内、駒ヶ岳もそうですけれども、あれだけ歴史のある学校をどうするのかという方針が見えてこないのです。ただ耐震、耐震、耐震診断やらなければ前に進まない、補助金もらえなくなるからやらなければ駄目だという、それではないです、聞きたいのは私は。森町の教育、本当に教育長考えがないのだろうか、ないから語れないのだろうか、再度それを聞きたいです。

それで、もう一点、森町総合教育会議というのが開催されているはずなのですか。これ町長のほうからの呼びかけで開催されるはずの話なのですか、今まで教育大綱の前にはやっています。これは、どの程度の回数やっているのですか。今回の尾白内の耐震の問題で、当然教育委員会からの提案で予算計上されているわけではないですよ。町側との打合せを当然やっているとしたら、この教育会議の中でやられているのですか。その辺の打合せがあつたから、今回3月の議会に上がってきているのでしょうかけれども、その辺の頻度の問題、今回の問題を否決されたことを受けて今後どうするのかをお聞きしたいのですが、それともう一点、日本の国って議会制民主主義なのは当然の話で御存じのはずで、そこから照らすと議会において2度も修正、否決されているのです。それは、町民の意見だと最初言いましたけれども、ではないのでしょうか。それだけ質問して終わります。

○教育長（増川正志君） 再々質問にお答えします。

尾白内小学校の未来について語っていないとかというふうにおっしゃるのですけれども、まず第一に私は国の指導の方針をもって耐震診断を見なければならぬ、それをもって子供たちがもっといい学習環境で学習できるようにするという未来予想図を持っている

わけです。

(何事か言う者あり)

○教育長（増川正志君） いや、立場ではありません。建物の学習環境を改善したいと思って耐震診断をして新たに前に進もうとしている、これがメッセージと伝わっていないのは私の言葉足らずなのかもしれませんけれども、そういったメッセージ性を持って尾白内小学校の未来を考えているところでもあります。

それと、総合教育会議については、町長も替わられましたので、その件の開催についてはまだ行っておりませんし、執行方針も出たばかりですので、これから総合教育会議は進めていきますけれども、これまで町長も含めてこの耐震診断関係については十分話し合っ

て進めているところでもあります。そして、2度否決されたというのですけれども、その修正の提案理由に沿って進めているところでもあります。町民の意見だというふうに十分考えて、そこから外れないように今進めているところでもありますので、決して議会軽視だとか、そういうことは考えておりませんので、ご理解ください。

以上です。

○議長（野村 洋君） 尾白内小学校についてを終わります。

以上で議席14番、松田兼宗君の質問は終わりました。

ちょうど約1時間経過しましたので、2時5分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

○議長（野村 洋君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、新型コロナウイルス対策について、議席12番、木村俊広君の質問を行います。

○12番（木村俊広君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

新型コロナウイルス対策について。新型コロナウイルスが発生し、約1年半の月日が経過しておりますが、感染拡大を抑制するため、マスクの着用、手指消毒、ソーシャルディスタンスなどの対策や不要不急の外出制限、飲食の制限など行ってまいりましたが、終息はおろか、変異株による拡大のおそれもあります。終息には、やはりワクチン接種による免疫を獲得するほかに方法がない状況となっております。森町でのワクチン接種計画では、16歳以上の接種完了時を12月末と想定しておりますが、人的体制が整っていても実際にワクチンの確保ができなければ絵に描いた餅ということになりますが、体制を整えた自治体に対しワクチンを優先的に供給してもらうことが可能なのか、もし可能なのであれば、一定の高齢者接種の時期を設けた後一般の町民にも高齢者と並行して接種していただきたいと考えております。ワクチンの接種を完了することにより、一日でも早く通常の日常生活を取り戻したい。ワクチン接種先進国では、既に飲食店などにもぎわいを取り戻し、

本来あるべき状態に近づきつつあります。森町でも可能であれば12月初頭には接種の完了をさせ、年末年始は通常の忘年会や新年会などができるようにしたいものだと期待しておりますが、町長のお考えをお聞かせください。

1、ワクチン接種の進捗状況に自治体ごとの差が出始めておりますが、高齢者と一般の方との並行接種は可能なのか。

2、早期に接種が完了した場合、北海道などと連携することなく飲食店などの通常営業を早期再開させる考えはありますか。

3、新型コロナウイルスにより経済的に大きな影響を受けている状況ですが、今後町民や企業に対し支援金などの給付をする考えはありますか。

以上、よろしく申し上げます。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

1点目について、65歳以上の高齢者への接種は7月末までの完了を目指し、誠意努力をしているところです。また、64歳以下の一般の方を対象とした接種については、遅くとも8月から開始できる予定でおります。

2点目の飲食店等の営業に関してですが、緊急事態宣言の発令下においては北海道から要請が出されますが、通常時においては感染防止対策を行った上で営業していただくこととなっております。一日でも早く町民の皆様が安心して飲食店等に繰り出せる状況となるよう、コロナワクチン接種を促進させる所存でございます。

3点目についてですが、現在北海道は国による緊急事態宣言の措置区域に指定され、道から飲食店等に対して営業時間短縮等の要請が行われており、要請に協力した飲食店等には道から支援金が支給されることとなっております。また、国では緊急事態措置の影響に伴う飲食店の休業、時短要請や外出自粛の影響を受けた事業者に対し、条件を満たせば業種を問わず月次支援金を支給することとしています。町では、町内の景気回復に向け、30%分のプレミアムがついた商品券を発行する事業に支援を行い、地域経済の活性化に向けた消費喚起を図っていくところでございます。今後も国や道から様々な形の支援策が出されてくることと存じますが、国や道の動向を鑑みながら柔軟に支援策を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○12番（木村俊広君） このワクチン接種、一日も早く完了するため、どのような対策を取っていったらいいのかと。町民の中でもいろいろ話が出ているのですがけれども、例えば今の計画されているのは集団接種で保健センター、そして町立病院、あるいは医交会に所属している病院等々となっておりますけれども、もし会場的な問題とか、そういうがあるのであれば協力したいという、そういう施設も多々あると思うので、そういうものを十分生かした中で本当に一日も早く完了させたい。このコロナとの闘いは、とにかく現段階としてはワクチンを接種いかに早くするか、その1点にかかっていると思うので、この点



に関しては本当に知恵を絞っていかに早く終わらせるかということのをいま一度考えていただきたいなと思っております。

また、北海道と連携することなくというのは、前段で言っていますけれども、自治体ごとにやはりばらつきが出ている段階で、例えば考えられるのは人口の多い都市部などでは遅れがちなのかなと、そういうふうに考えられるわけですが、そういった場合例えば北海道であれば札幌、石狩地区、ちょっと強制が強くなったりするのですが、それと連動した形で北海道全般という、そういう枠組みで捉えられた中で大都市圏との交流しないようにとか、いろいろ制約あるのですが、早くせつかく完了した段階で、集団免疫が獲得できた段階でやはりオープンにして普通に経済活動、外との交流はなかったとしても、せめて自分の町ぐらいはそういう判断ができてもいいのではないのかなと。今接種を完了した、おおむね終わったところでは、その後のコロナの感染ほぼ、100%とはいかないけれども、それに近いぐらいの感染が抑制されているということで、その辺のこともやはり考慮した中で、まずは経済を動かしていくという、そういうことも必要だと思うのです。それで、その経済回していくのにやはり勢いつけていかなければならない、町としてもやっぱり経済回していくのだという、そういう意気込みを見せるためにもある一定の給付、そういうものも考えていかなければならないと、私はそういうふうに考えているのですが、もう一度その辺お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

集団接種、あと個別病院での各病院ごとの先生の皆様にご協力いただいている個別接種、両方につきましてこの森町に所在する病院の先生方、そして看護師の方々、関係のある医療関係の皆様にご協力をいただきながら今日まで体制を構築してきました。そして、ワクチンの供給量がある程度リズムにスピード感を持って乗ってきたときに私も担当課の係の者と改めて病院等々回らせていただきまして、再度接種体制の強化についてつい先日お願いしてきたところがございます。先生、皆様は、本当に快く受けいただきました。連日様々な病院や会場で接種を行っている関係者の皆様には、本当にご負担おかけしているところと思っております。そういった点ではございますが、本当に快く皆様接種体制の強化にご協力いただいている点、改めて私からもお礼を申し上げたいと思っておりますし、また今後の状況も見ましてより接種体制、どんどん、どんどん町民の皆様を受けていただけるような、そういう増強、強化、これは状況を見てしっかりと担当課と連携して協力要請していきたいと考えております。

そして、予定としては、先ほども答弁させていただきましたとおり12月にはある程度のみめど、接種の状況というのは出てくると思います。私としても本当に今自粛ムードの経済環境、経済状況、そういったものは一刻も早く払拭してできるだけ元に戻していける、そのようなことを行っていきたいと考えております。様々なそういう支援策、それは先ほどお話しさせていただきました案以外にも本当に柔軟にこれから効果的なものを考え、議員の皆様からも当然ご意見いただきながら年末に向けて構築、実施していけるように努めて

まいりたいと思います。私は、何とか接種率を上げ、年明けの町の新年交礼会、何年も中止を重ねてきました。何とか年明けの新年交礼会やりたい、そういうふうに思っています。まずは、接種体制をしっかり強化し、そして感染防止策もしっかり町民の皆様徹底していただいて、飲食店の皆様にもいろいろな策を講じていただいて、新たなコロナ禍を経過した俗に言われるアフターコロナのそういう経済を何とかスタートしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○12番（木村俊広君） 町側から示されている接種体制について、16歳で年末までにはということだったのですけれども、町のほうで言うこういうアナウンスというのは2割増しぐらいで大体言っているのかなと。だから、単純に12月の頭ぐらいには完了できるのではないかなという、そういうふうに思っているのです。それで、今後16歳のものが13歳に移行、年齢が引下げになるという、そういう状況にあるのですけれども、それも学校施設等々を利用しながら接種していけば、そういう体制が取れるのであれば、早めのそれも接種完了することができるのではないかと。私としては、新年会ではなくて、やっぱり忘年会なのです。それは、一般的なそういうものだけではなくて、町の例えば町長が主催するそういうもの、恒例としていつも職員さんたちが行っている忘年会等々、そういうものもみんなが大手を振って歩けるような、町長自ら手を振って行こうぜと、そういう体制つくってもらいたいなど。今そういう応援体制みたいなものをつくりながら、町のほうにぎわい取り戻すための仕組みづくりというか、そういうのをやっていかないと、最近町長出たことないと思うのですけれども、町本当に死んでいますから、これどうにかするために本当に一日も早く、そしてみんなで忘年会、どうですか、町長。力強く答えてもらいたいと思うのですけれども、お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

何年か前に比べて私も町場の飲食店さんのほうにお出かけすることは本当に減りましたというか、ほぼゼロに近いです。本当に皆さん今のこの閉塞された状況を苦しんでいるというのは、木村議員おっしゃるとおりだと思います。一刻も早く接種の状況、そういったものを隅々の町民の方々に接種をしていただいて接種率を上げ、私新年会という言葉を使いましたが、年末のそういった木村議員おっしゃる忘年会等に町のにぎわいが戻ってくるようにしっかりと接種体制、そしてそれに向け様々な経済の支援策もしっかりと構築しながら進めさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 新型コロナウイルス対策についてを終わります。

以上で議席12番、木村俊広君の質問は終わりました。

次に、温暖化対策について、議席10番、宮本秀逸君の質問を行います。

○10番（宮本秀逸君） それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

温暖化対策について。2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする目標を盛り込んだ改正地球温暖化対策推進法が5月26日の国会で全会一致で可決、成立いたしました。脱炭素社会の実現が法的に位置づけられ、政策の方向性や継続性が明確に示されました。コロナ禍にあっても温暖化対策が着実に進められております。森町は、昨年6月に気候非常事態宣言を行いました。道内自治体として初めてのことでした。以下、伺います。

1点目、宣言のシンボリックな形、モニュメント、標柱等が必要だと考えております。そして、さらに町民全ての方々への意識の啓発を進めるべきだと思います。

2点目、町の施策と同時に町内の企業や種々の団体、NPO、個人の方々の取組状況等も町として調査し、温暖化防止への貢献度も把握すべきであり、2030年、2050年のカーボンゼロを目指すべきだと思います。町長のお考えを伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

1点目について、温暖化防止への対策、取組につきましては国の法律の改正を鑑み、国、道、町全体にて共通認識を持たなければならないと考えております。昨年12月会議においても宮本議員より類似のご質問をいただいているところではありますが、共通認識を町民へどう落とし込んでいけるのか、引き続き検討の上、進めるよう努めてまいります。

また、宣言のシンボル等につきましては、現在町で宣言されているものとの兼ね合いを含め、考えていきたいと思っております。

2点目について、現在町の温暖化対策においては森町地球温暖化対策実行計画の遂行とともに、森林の適正な管理による温室効果ガスの排出抑制、ごみの減量化、再生可能エネルギー利用促進等を行い、進めております。その中で町内の企業、団体等の温暖化に対する取組状況につきましては、現在町として直接調査し、状況を全て把握していないのが現状であります。しかしながら、北海道と連携し、調査を行い、一部把握している部分もあることから、今後さらに北海道との連携を深め、情報の収集に努めてまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○10番（宮本秀逸君） 前回も似たような内容といたしますか、地球温暖化防止への考え方について聞いた経緯がございました。そのときに専門的な担当部署を設けたらどうかみたいなお話を申し上げたのですけれども、そこまではいかないだろうと、原課で対応していきたいというようなお話がございましたけれども、私はあくまでもそういった専門的なことを今後やっぱり検討していくべきだろうという考えはまだ変わらないのです。今コロナの問題であらゆる場面对応を迫られている状況でございますから、この温暖化やSDGsの考え方についてどちらかというところとちょっとまだ陰にあるような部分があるのですけれども、恐らくコロナが収まれば物すごい勢いでこういった問題が出てくるのではないかと、こんなふうに思っているのです。

先ほど申し上げましたけれども、国会でこういったことを取り上げる場面が非常に多くなってまいりましたし、温暖化の場合は前回も申し上げましたけれども、緩和と適応とい

うふうな考え方がございます。その対策、一から始めなければならないということでは決してございませんで、もう既にそういったものに向かって走っている状況もいっぱいございますし、それから今後必要であろうというようなことも各課で考えていらっしゃる部分もあるかもしれませんが、そういったものをまとめながら、また先ほど町長は北海道とも連携してまたこれから調査もやっていきたいというようなお考えを申し上げられましたけれども、非常に必要だと思っていて、町側から打ち出すことと、それから情報を収集して、そしてすり合わせをする、そしてまた実際にやっぴらっしゃる方を検証までしなくてもいいですけども、それをいい事例として取り上げていくというような形というのは極端に言ったら今個人の方々がレジ袋要りませんみたいなこともやったりしていますけれども、非常に分かりやすいことだと思いますが、いろんな取り上げようと思えば場面が出てまいりますので、ぜひその調査はどこの町にも先駆けてやっていただきたいと思うのです。

今コロナ対策で本当に大変なことはもちろん重々分かりますけれども、併せてやっぴかないとこれは絶対に変わっていかないと考えているのです。2030年といっても本当にすぐ来るのではないかとこのように私思っているのです。それに向かっていくためには、本気でやっぴら向かっていかないとこれ変わらないと思うのです。こんなものでいいだろうみたいなことになってしまう。その例が例えば春、秋にやりますごみ拾いがございます。ごみ捨てたら駄目だということ分かっているけどもやっぴら捨てるのです。拾わなければならない人は、拾わなければならない、こんなばかみたいな話が永遠と続くのです。それをやめてもらうためには、本当に意識の啓発というか、変化が、変革が必要なのです。

森町、私はこれからの町長のまちづくりの基本になっていると思うのですけれども、3方から道路がありまして、海と山に囲まれて、それから駒ヶ岳があり、それから日本でも珍しいくらいの地熱発電がありますし、まちづくりをする上ではすばらしい条件がそろっていると思うのです。歴史もございます。それを合わせた形でこの温暖化対策に取り組んでいただければ、本当に日本一のまちづくりができるのではないかと、こんなふうにいるのです。ですから、大きな目標を先に見定めて、動かない目標を見定めて取り組んでいただきたいと思うのです。ですから、シンボリックな形をと先ほど申し上げて、町長もそれに向かって考えていきたいというふうにおっしゃいましたけれども、本当にどこにもないような形のやつを作っていたいただきたいし、いろんな方々からアイデアを募集して形として作り上げていただきたい。これは、町長の権利でもありますし、私は義務でもあると、こんなふうに思っておりますので、もう一度そこら辺の決意をお願いしたいと思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

今までの森町議会の会議の中でもご答弁させていただいておりますとおおり、今後のこの温暖化、そしてSDGsの推進に当たって様々な持続可能なまちづくりを行っていかなければならない、ただこれは行っていかなければならないという考えに立ってしまうと、これは負荷でしかないと思います。ですが、宮本議員おっしゃるとおり、これだけ様々

な魅力と可能性がある町、森町であれば、新たな持続可能な17のゴールですとか様々な課題に対して私は新たな価値に変えていくことが可能であると考えております。その中で森町で新たなそういうシンボリックなもの、それは本当の物理的なシンボルも含め、そしてどういった形で町民に知らせるのか、町の行政の事業にどういうふうに落とし込んでいくか、そういうソフト面のシンボルという意味でも両方私は対外に森町の魅力として、それにつながるものとしてアピールできるもの、しっかりと検討していきたいと考えております。

本当に気候変動、そしてSDGsに関しましては、様々な評価をしていただける団体、評価の指標というものがございます。SDGsアワードというものもございまして、そちらで表彰される、そういうものを目指していきたい、そのようなこともしっかりと私頭の中にございます。それがそのまま森町のまちづくり、こういうふうに行っているのだということ町外に広報する、そして一次産業、そして観光産業も含め、こういった新たな魅力、価値があるのだよということを必然的にSDGsを使って広報していける、お伝えしていける、そういうことにもつながると思いますので、宮本議員おっしゃるとおり物理的なシンボル、ソフト面でのシンボルも含めて担当課と併せてしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 温暖化対策についてを終わります。

以上で議席10番、宮本秀逸君の質問は終わりました。

これをもって一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時35分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

◎日程第6 報告第1号

○議長（野村 洋君） 日程第6、報告第1号 専決処分した事件の報告について、令和2年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 報告第1号 専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

本件は、令和2年度森町一般会計予算において補正を要することとなったので、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告するものです。

1 ページを御覧ください。本件につきましては、令和2年度森町一般会計補正予算の第17回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8億9,900万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ136億271万8,000円としたものです。

地方債の変更は、第2表に記載のとおりです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。本件は、一般会計予算の最終の補正となったもので、各事業などの執行精査による増減補正が主な内容となっております。

10ページをお開き願います。歳入ですが、款1町税につきましては、項1町民税から12ページ中段の項6入湯税まで町税全体として3,581万7,000円を追加したものです。

続いて、款2地方譲与税から18ページの款12交通安全対策特別交付金までにつきましては、交付額の最終確定により精査したものです。

続いて、款13分担金及び負担金、款14使用料及び手数料、22ページからの款15国庫支出金、24ページからの款16道支出金につきましては、各事務事業の執行精査により増減補正をしたところ です。

続いて、28ページからの款17財産収入、款18寄附金につきましては、それぞれ最終確定により精査したものです。特にふるさと応援寄附金につきましては、9万6,214件で総額19億1,558万5,000円の収入となったところ です。

続いて、款19繰入金ですが、財政調整基金は調整財源として予算計上しておりましたが、1億3,105万1,000円を減額するものです。

続いて、32ページの款21諸収入から34ページ下段からの款22町債までは、各事務事業の執行精査により増減補正をしたところ です。

続いて、歳出について特徴的なものをご説明申し上げます。52ページをお開き願います。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節27繰出金の1,826万7,000円の減額は、国民健康保険特別会計の執行精査によるものです。

続いて、54ページの目4老人福祉総務費、節27繰出金の1,413万6,000円は、介護保険事業特別会計と介護サービス事業特別会計の執行精査により、それぞれ増額補正したものです。

続いて、目8後期高齢者医療費、節27繰出金の256万1,000円の減額は、後期高齢者医療特別会計の執行精査によるものです。

以上で専決処分の主なものの報告といたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。ありますか。事項別明細書10ページからです。ページ言ってください。

○11番（檀上美緒子君） まず、20ページ、21ページなのですが、農林水産業手数料の水産系副産物処理手数料が2,159万4,000円というかなりの額が減額されているのですが、そうなった理由というのが一体どういうことなのかというのが聞きたいのと、全部まとめて言ったほうがいいですか。

○議長（野村 洋君） 何件ありますか。

○11番（檀上美緒子君） 結構あるのですけれども。

○議長（野村 洋君） では、ページごといきますか。今のページではそれだけですか。

○11番（檀上美緒子君） はい。

○水産課長（岩井一桐君） お答えいたします。

水産業手数料2,159万4,000円の減額となつてございますけれども、こちらにつきまして  
は両漁協からの要請に基づきます付着物の減免が約1,700万、あと砂原地区の付着物の受入  
れ量が当初6,000トンで見込んでおったものが約4,000トンで済んだことによりまして、こ  
れで900万、合わせて2,500万の減額となりまして、そのほかに貝殻の増額分として500万ご  
ざいましたので、このような額となっているところであります。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） ということは、今回あまり付着物がなかったという解釈になる  
のでしょうか。

○水産課長（岩井一桐君） お答えいたします。

今年度につきましては、例年に比べまして、特にここ数年非常に付着物多い状況であつ  
たのですけれども、今年については非常に少なかったと報告を受けているところでありま  
す。

以上です。

○議長（野村 洋君） 次、何ページ。

○11番（檀上美緒子君） 40ページ、41ページなのですが、この目2人事管理費の給料  
のところなのですが、予算のときと人数は変わっていないのです、260人ということで。そ  
れで、ここも結構な減額になったのですけれども、その理由がもしご説明願えればと思  
うのですが。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

人事管理費全般ということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○総務課長（濱野尚史君） 特に給料の部分については、執行精査の金額がちょっと大き  
かったのは今後修正なるべくしていきたいと思ひます。手当等につきましては、3月の末  
の最終的な給料の執行額を精査して減額の補正となったもので、これはあくまでも執行精  
査によるものでありますので、ここがこうだという具体的な理由というのは今ないのです  
けれども、あくまでも執行精査ということでご理解していただきたいと思ひます。

○議長（野村 洋君） 次。

○11番（檀上美緒子君） 60ページ、61ページなのですが、予防費の節12なのですが、こ  
こでも各種健診・予防接種等委託料がすごい減額なのです。これってどういうことなのだ  
ろうと思ったのですが、その理由をお聞きしたいのですが。

○保健センター長（宮崎 渉君） お答えします。

昨年度コロナの中において健診を受診する部分でもかなり人数も絞った形で若干受診体  
制取っていた部分もありますので、そういった部分で減額が大きくなっている部分がある

かと思えます。

以上です。

○11番（檀上美緒子君）　ということは、受診者を厳選したということですか。減らした、何かちょっと今の説明よく分からなかったのですけれども、希望が少なかつただけということですか。

○保健センター長（宮崎 渉君）　通常より時間当たりの健診者数も減らす形で段取りは組んでいたのですけれども、それに対して要望する町民も少なめだったという状況にあります。

以上です。

○議長（野村 洋君）　次どうぞ。

○11番（檀上美緒子君）　74ページ、75ページなのですが、ここの観光費のところの節18の負担金補助のところなののですけれども、観光協会の補助金もすごい減額なのですが、結局桜まつりの関係でやらなかったということが大きな要因として考えていいのかどうかということについてお願いします。

○商工労働観光課長（阿部泰之君）　お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、桜まつりもあります。観光協会、主に大きいイベントとして3つありまして、桜まつり、あと夏の祭り、それとふるさとまつりの3つが大きいイベントであります。それが昨年度は全て中止になったため、このような金額となっております。

以上です。

○議長（野村 洋君）　次どうぞ。

○11番（檀上美緒子君）　最後です。90ページ、91ページの小学校の教育振興費の扶助費のところと関係して、同じく中学校の扶助費の部分もそうなののですけれども、ここもかなりの減額になっているのです。それこそコロナで逆に私は生活がかなり大変な状況があったのかなというふうに勝手にというか、予想していたのに、扶助費が減額になったということがどういうことなのだろうというふうにして思ったのですけれども、その理由みたいなのが分かっていたらお願いします。

○学校教育課長（萩野友章君）　お答えします。

まず、扶助費のほうの減額につきましては、小学校費、中学校費ともに要保護世帯の児童数または生徒数の確定による事業費の確定及び給食費の減免によって減額されております。

以上です。

○14番（松田兼宗君）　1点だけ、前にも聞いたことあるのですが、全体で9億ほどの8億9,900万減額です。とすれば、これというのはコロナの影響で当然増えている部分とそれによって先ほどの商工みたく全く事業ができなかったという形での増減の割合というか、その辺というのはつかんでいるのでしょうか。要するにコロナの影響がどれだけあったのですかということなのです、今回の部分、補正で。



○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

まず、歳出のほうにつきましては、今回コロナの関係と申しますと特別定額給付金ですとか子育て世代の臨時給付金、あるいは地方創生臨時交付金を活用した各種の事業などがコロナ対策費用として計上しております。今総額については、それぞれたいていないので、合計額あれなのですけれども、一方で減額となった部分の要因なのですけれども、今回の専決処分の部分だけではなくて、令和2年度予算から例えば旅費ですとか、それから各種大会の負担金、補助金等、予算の名目上で例えば旅費ですと旅費の落ちた分、その中に果たしてコロナの分というのが幾らあるかというのはそこまで詳細はつかんでいないのですけれども、一応こちらのほうの試算でコロナの関係で減額となった令和2年度の予算については大体8,700万円ほど、今言った主なものが大体旅費ですとか各種行事、大会の負担金、補助金になっております。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 要するにこれだけ分かればいいのですが、プラス・マイナス、出る分と出す分がコロナの影響であったのですよね。それは、プラスだったのですか、マイナスだったのですか、その辺だけでも分かりますか。

○総務課長（濱野尚史君） 財源は別として総額という形になれば、特別定額給付金だけでも15億円ですとか、地方創生臨時交付金でも6億7,000万ですので、圧倒的に歳入というか、減額よりは歳出のほうが多いと思います。ただ、いろんな交付金活用していますので、一般財源の持ち出しという分についてはそんなに多くはないと認識しております。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。いいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認め、以上で報告第1号を終わります。

#### ◎日程第7 報告第2号

○議長（野村 洋君） 日程第7、報告第2号 専決処分した事件の報告について、令和2年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○保健福祉課長（坂田明仁君） 報告第2号の専決処分した事件について説明させていただきます。

1 ページ目をお開き願います。本件は、令和2年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第6回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,963万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ22億5,874万3,000円とした専決処分です。

専決処分しました補正予算は、歳入歳出とも医療費、事業費等の確定に伴い、精査した内容となっております。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。6ページをお開き願います。歳入の主なものについてご説明いたします。款1国民健康保険税につきましては、精査により増額したものでございます。

款3国庫支出金につきましては、保険税の減免額の精査により減額したものでございます。

8ページ、款4道支出金は、保険給付費等の確定により精査し、補正したものでございます。

款5繰入金につきましては、歳入歳出の精査に伴い、一般会計からの繰入金を減額したものでございます。

10ページをお開き願います。歳出の主なものについてご説明いたします。款1総務費、項1総務管理費から12ページ中段、項5特別対策事業費までは、人件費、事務費等についてそれぞれ執行精査し、補正したものでございます。

款2保険給付費、項1療養諸費から16ページ中段、項6傷病手当金までの補正につきましては、療養給付費等の確定に伴い、執行精査したものでございます。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分から18ページ中段、項3介護納付金分につきましては、財源内訳のみ補正したものでございます。

款6保健事業費、項1特定健康診査等事業費から20ページ上段、項2保健事業費につきましては、特定健康診査等の事業費について精査したものでございます。

下段、款9諸支出金、項2繰出金は、国保病院直営診療勘定への繰出金について精査したものでございます。

以上、専決処分の説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○5番（伊藤 昇君） 12ページの療養諸費の療養給付費なのですけれども、1億5,000万くらい、1億4,900万減額になっているのです。これのまず要因というのが何なのか、またコロナの関係で病院に行けなかったとか、そういうこともあるのかなというふうに思うのですが、この要因というものを教えてください。

○保健福祉課長（坂田明仁君） お答えします。

療養給付費につきましては、ほとんど前年並みの予算を組んでいるということで、例年大幅に減額になっております。

以上です。

○5番（伊藤 昇君） そうしましたら、すみません、3月でもその分というのはできたわけですね、専決で今やらなくても。その辺り見込みというのは、3月でも分かっていたものなのでしょうか。

○保健福祉課長（坂田明仁君） お答えします。

繰入金の精査とかもありまして、事務費だとか様々な繰入金、一般会計からいただいているのですけれども、その関係と保険税の収入の関係もありまして今回の補正という形に

させていただきます。

○5番（伊藤 昇君） でも、1億5,000万です。これ例年と同じだからと言われても、今の専決でこの金額を一気に減額するというのは、もう分かっている話です、去年から、去年も同じだと言っているのだから。そうなりますと、その辺りで専決のときには少なくなっているでもいいのではないかなと思うのですが、わざわざここまで引っ張ってこなければ駄目だという理由は先ほどの理由なのでしょうか。

○保健福祉課長（坂田明仁君） お答えします。

療養給付費の減とかとやりますと、保険税の関係もありますので、一般会計からの繰入れを多くしたりとか、赤字補填分、その調整も出てきますので、最終的に調整しながら毎年専決処分のところで対応させていただいているという形になっております。

○議長（野村 洋君） ほかに。ないですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） それでは、質疑なしと認め、以上で報告第2号を終わります。

#### ◎日程第8 報告第3号

○議長（野村 洋君） 日程第8、報告第3号 専決処分した事件の報告について、令和2年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○保健福祉課長（坂田明仁君） 報告第3号の専決処分した事件について説明させていただきます。

1ページをお開き願います。本件は、令和2年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第4回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ407万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億4,168万7,000円とした専決処分です。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款1後期高齢者保険料、項1後期高齢者保険料は、特別徴収保険料及び普通徴収保険料についてそれぞれ精査し、補正したものでございます。

款3繰入金及び款5諸収入につきましては、会計の終了に伴い、それぞれ精査し、補正したものでございます。

続きまして、歳出の主なものについてご説明いたします。6ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費及び項2徴収費につきましては、人件費、事務費等の執行精査により補正したものでございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料収入等の精査によるものでございます。

8ページ、款3諸支出金、項1償還金及び還付金並びに款4予備費につきましては、執行精査により減額となっております。

以上、専決処分の説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認め、以上で報告第3号を終わります。

◎日程第9 報告第4号

○議長（野村 洋君） 日程第9、報告第4号 専決処分した事件の報告について、令和2年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○保健福祉課参事（宮崎弘光君） 報告第4号、専決処分した事件について説明させていただきます。

本件は、令和2年度森町介護保険事業特別会計において補正を要することとなったので、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告するものです。

1ページをお開きください。令和2年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第6回目となったものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,684万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ20億7,902万1,000円に、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ471万8,000円としたものです。

事項別明細書により主なものについて説明させていただきます。本件は、各事業、給付費等の執行精査による増減補正が主な内容となっております。

8ページをお開き願います。歳入の主なものについてご説明いたします。款1保険料につきましても、特別徴収及び普通徴収保険料全体として2,258万2,000円を減額補正したものです。

款4国庫支出金から12ページ、款8繰入金につきましても、事務費、保険給付費、地域支援事業費等の確定により精査し、増減補正したものです。

続いて、歳出の主なものについてご説明いたします。16ページから18ページの款1総務費につきましても、人件費、事務費、認定審査費用等の執行精査により増減補正したものです。

20ページから26ページの款2保険給付費につきましても、各サービス費等の執行精査により減額補正したものです。

26ページから32ページの款4地域支援事業費につきましても、各事業及び包括支援センター運営費等の執行精査により減額補正したものです。

款6基金積立金につきましても、各サービス費等の確定に伴い、増額補正したものです。

続いて、36ページをお開き願います。サービス事業勘定の歳入、款1サービス収入につきましても、サービス計画費収入の執行精査により増額補正したものです。

38ページをお開き願います。歳出、款1事業費につきましても、サービス計画作成委託

料の執行精査により減額補正したものです。

款2諸支出金につきましては、事業執行精査により増額補正したものです。

以上で専決処分の報告とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○11番（檀上美緒子君） ちょっとよく分からなくてあれなのですけれども、それぞれの部署の部分で一番気になったのが収入のところの8ページ、9ページで特別徴収保険料がすごく減額になっているのです。2,455万という金額がすごいなと思った、その理由を1つお聞きしたいのと、それからもう一つは歳入と歳出の関係でなののですけれども、歳入の部分でいくと繰入金が一般会計なり特別会計、基金繰入れと全てが増額になっているのです。あとは、若干の増もあるけれども、ほとんどが減額になっていて、支出の部分でいくと基金積立金以外は全て減額になっているという状況なものですから、基金積立金を増やすために繰入金入れたのみたいなふうに思ってしまったのですけれども、その辺りの見方って間違いですか。2点。

（「休憩して」の声あり）

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時15分

○議長（野村 洋君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

○保健福祉課参事（宮崎弘光君） お答えいたします。

まず、1点目の保険料の特別徴収保険料の2,455万円の減額につきましては、少し大きくなり過ぎたかなとは思いますが、最終的な収入調定に合わせた減額補正ということでご理解願いたいと思います。

それから、歳出の準備基金積立金の1,577万6,000円の増額につきましては、今年度国、道支払基金からの補助金や交付金につきましては2,200万ほど多く収入が入ってございまして、あくまでも来年度返還をする必要がございます。そのようなことで国からの補助金だとかが多いがために、ここの部分積み立てる部分が多くなったというようなことございますので、よろしく願いいたします。

○11番（檀上美緒子君） 2点目は分かりました。

1点目の精査の結果というのですが、結局未納があったとか、そういうことではないということですか。

○保健福祉課参事（宮崎弘光君） 未納があったとか、そういうことではございません。特別徴収ですので、100%でございます。

○2番（山田 誠君） 今後のために、参事、特別徴収の部分、これ2,455万、△になって減額しているのだけれども、本来国の厚生から受給者が来てこれこれの介護保険料を払っ

てくださいと個人に通知行っているわけで、その控えというのは町に来ないのか、来ているでしょう。来ているとすれば、こういう数字が出てこない、△なんて。これ確認したほうがいい。前회가こうだからこうでなくて、それは駄目だ。国で個人に年間の介護保険料は森町の部分はこれですよと通知出しているわけだから、その控えは町に来ないわけないのだ。だから、結果的に決算の場合は特別徴収の保険料は動くわけないのだ。それ確認したほうがいい、今後のために。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認め、以上で報告第4号を終わります。

#### ◎日程第10 報告第5号

○議長（野村 洋君） 日程第10、報告第5号 専決処分した事件の報告について、令和2年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○さくらの園・園長（敦賀靖之君） それでは、報告第5号、専決処分した事件についてご報告申し上げます。

本件は、令和2年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第6回目となるものでございます。

1 ページ目をごらんください。令和2年度の会計予算中、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ657万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億5,459万8,000円とすることとなりましたので、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものでございます。

それでは、事項別明細書にてご説明いたします。4 ページ目、5 ページ目をお開きください。歳入でございますが、款1 サービス収入、項1 介護給付費収入、目1 施設介護サービス収入及び目2 居宅介護サービス費収入並びに項2 自己負担金収入につきましては、入園者の入院等による減額が主な要因でございます。

次に、款3 繰入金は、一般会計繰入金で調整を図ったものでございます。

款5 諸収入、項1 雑入は、10月11日執行の入園者の森町長選挙不在者投票特別経費、雇用保険の自己負担金が主なものでございます。

次に、6 ページ、7 ページをお開き願います。歳出でございますが、款1 総務費、項1 施設管理費、目1 一般管理費につきまして、主なものとしまして職員の人件費並びに需用費、委託料などを精査したものでございます。

続きまして、6 ページ下段、7 ページ下段をお開き願います。款2 事業費、項1 施設介護サービス事業費、目1 施設介護サービス事業費につきましては、入園者のサービスに係る職員の人件費並びに需用費などを精査したものでございます。

以上で報告5号の説明を終わらせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですね。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑なしと認め、以上で報告第5号を終わります。

◎日程第11 報告第6号

○議長(野村 洋君) 日程第11、報告第6号 専決処分した事件の報告について、令和2年度森町港湾整備事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○水産課長(岩井一桐君) それでは、報告第6号 専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。本件は、令和2年度森町港湾整備事業特別会計の第1回目の補正予算となったものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額は変更せず、歳入歳出それぞれ51万1,000円とした専決処分でございます。

以下、事項別明細書により主なものについてご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。歳入の款1使用料及び手数料、項1使用料、目1使用料につきましては、業務の執行精査によりまして1,000円を増額するものでございます。

続きまして、6ページ、7ページをお開き願います。歳出の款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節8旅費と節10需用費につきましては、業務の執行精査によりまして不用額となった全額を減額したものでございます。また、節27繰出金につきましては、歳入歳出の確定に伴います執行残の24万円を増額いたしまして一般会計に繰り出すものでございます。

以上、報告第6号、専決処分した事件についてのご報告とさせていただきます。

○議長(野村 洋君) これから質疑を行います。よろしいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑なしと認め、以上で報告第6号を終わります。

◎日程第12 報告第7号

○議長(野村 洋君) 日程第12、報告第7号 専決処分した事件の報告について、令和2年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○水産課長(岩井一桐君) それでは、報告第7号 専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。本件は、令和2年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の第5回目の補正予算となったものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ130万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ6,981万3,000円とする専決処分でございます。

以下、事項別明細書により主なものについてご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。歳入の款2使用料及び手数料、項1使用料、目1リサイクル施設使用料につきましては、ウロの受入れ量の減少によりまして130万9,000円を減額するものでございます。

続きまして、6ページ、7ページをお開き願います。歳出の款1項1目1総務事業費130万3,000円の減額につきましては、主なものについてご説明いたします。節12委託料の1,185万1,000円の減額につきましては、ウロの受入れ量の減少に伴います乾燥処理と焼却処理の縮小によるものと令和2年度中に処理し切れなかった分の執行残が主なものでございます。また、節24積立金につきましては、歳入歳出の確定に伴います執行残を積み上げた1,148万円を増額いたしまして同施設の運営調整基金に積み立てるものでございます。

以上、報告第7号、専決処分した事件についてのご説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認め、以上で報告第7号を終わります。

#### ◎日程第13 報告第8号

○議長（野村 洋君） 日程第13、報告第8号 専決処分した事件の報告について、令和2年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○病院事務長（安藤 仁君） 報告第8号 専決処分した事件の報告についてご説明を申し上げます。

本件は、令和2年度森町国民健康保険病院事業会計中、補正を要することとなりましたので、地方自治法第180条第1項の規定により別紙により専決処分したので、報告するものでございます。

1ページをお開き願います。本件につきましては、令和2年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第4回目となったものでございます。

第2条、令和2年度森町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正したものでございます。

収入、第1款病院事業収益10億9,426万8,000円に556万1,000円を追加し、10億9,982万9,000円とし、支出、第1款病院事業費用11億9,860万4,000円に6万4,000円を追加し、11億9,866万8,000円としたものでございます。

以下、3ページ、4ページの事項別明細書にてご説明いたします。収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款病院事業収益、項2医業外収益、目4国庫補助金556万1,000円の増額補正につきましては、年度末に決定した国保調整交付金をはじめ、交付額の確定により精査したものでございます。

次に、支出でございますが、款1病院事業費用、項1医業費用、目5資産減耗費6万4,000



円は、薬品保冷库等の除去に伴う価値減少を費用計上したものでございます。

続いて、資本的収入及び支出の収入、款1資本的収入、項3補助金、目1国庫補助金の231万円の減額は、交付額の確定により精査したものでございます。

続きまして、支出、款1資本的支出、項1建設改良費、目1有形固定資産購入費の230万8,000円の減額は、各購入事業等の執行精査によるものでございます。

以上、報告第8号、専決処分の説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認め、以上で報告第8号を終わります。

#### ◎日程第14 報告第9号

○議長（野村 洋君） 日程第14、報告第9号 令和2年度森町一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 報告第9号についてご説明申し上げます。

本件は、令和2年度森町一般会計継続費に係る歳出予算の繰越しについてであります。

裏面を御覧ください。款4衛生費の事業名、汚泥再生処理センター施設整備事業の2億2,940万円を翌年度に繰り越したものです。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認め、以上で報告第9号を終わります。

#### ◎日程第15 報告第10号

○議長（野村 洋君） 日程第15、報告第10号 令和2年度森町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 報告第10号についてご説明申し上げます。

本件は、令和2年度森町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについてであります。

裏面を御覧ください。款2総務費から款10教育費までの14事業の合計1億9,923万2,000円を翌年度へ繰り越したものです。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認め、以上で報告第10号を終わります。

◎日程第16 報告第11号

○議長（野村 洋君） 日程第16、報告第11号 令和2年度森町介護サービス事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○さくらの園・園長（敦賀靖之君） それでは、報告第11号についてご説明申し上げます。

本件は、令和2年度森町介護サービス事業特別会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについてであります。

裏面を御覧ください。款1総務費及び款2事業費の事業名、さくらの園新型コロナウイルス感染症予防推進事業の合計108万4,000円を翌年度へ繰り越したものです。

以上、報告といたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認め、以上で報告第11号を終わります。

◎日程第17 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第17、議案第1号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長（柏渕 茂君） それでは、議案第1号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる令和3年度の国民健康保険税の減免に伴い、森町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容につきましては、条例の朗読を省略させていただきまして、別紙資料1の新旧対照表によりご説明いたします。2ページを御覧願います。附則第17項、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例に係る規定の改正は、令和3年度の減免申請に関する細目について定めようとするものでございます。

以上、改正内容の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第17、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第2号

○議長(野村 洋君) 日程第18、議案第2号 森町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○住民生活課長(金丸義樹君) 議案第2号 森町手数料条例の一部を改正する条例制定についてをご説明いたします。

資料ナンバー2をご参照願います。提案理由と改正内容でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号カードの発行に係る手数料の徴収事務が地方公共団体情報システム機構から市区町村長への委託となることに伴い、本条例から第2条第1項第31号を削除する改正をしようとするものでございます。

条例施行日は、令和3年9月1日からにしようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(野村 洋君) これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第18、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第3号

○議長(野村 洋君) 日程第19、議案第3号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事(宮崎弘光君) 議案第3号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

資料ナンバー3を提出しておりますので、ご参照願います。本案は、新型コロナウイルス

ス感染症の影響により収入が減少したこと等による第1号被保険者の介護保険料の減免について令和3年度も引き続き行うため、森町介護保険条例の一部を改正しようとするものです。

資料裏面の新旧対照表を御覧願います。改正内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による第1号被保険者の介護保険料の減免について、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が定められている保険料等の全部または一部について減免を可能とするものです。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第19、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第20 議案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第20、議案第4号 森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちやっぷ林館条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○農林課長（寺澤英樹君） それでは、議案第4号 森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちやっぷ林館条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

裏面をお開きいただきたいと思います。あわせて、資料ナンバー4の1ページ、説明資料及び4の2ページ、新旧対照表を提出しておりますので、ご参照いただきたいと思ます。

それでは、資料4の1ページにより説明させていただきます。提案理由でございますが、森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちやっぷ林館の入浴料について北海道の公衆浴場入浴料金を基準に改定することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容につきましては、現行の料金区分に応じて記載のとおり改正するものでございます。

施行期日につきましては、町内利用者などへの周知期間を考慮して令和3年7月1日か

ら施行することといたします。

以上、説明といたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○11番（檀上美緒子君） 今回料金の改定に伴って理由として北海道の公衆浴場入浴料金を基準にということで、この改正案そのものが全て道の基準に合致しているというふうなことでよろしいのでしょうか。森町独自の算定ではなくてということなののでしょうか。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

まず、この改正案全てではなくて、北海道が示している公衆浴場入浴料金、これにつきましては大人料金のみ参考とさせていただいております。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） とすれば、現行と改正案と回数券とか半年券の部分での得するとか、割合が変わっていますよね。その辺りの考え方って何かあってそうしているのかしらと思ったのですが、できるだけそれぞれ町民に、例えば回数券でいけば前回現行は430円のが11回券で4,000円なのに、今回は450円に上げて4,500円って若干損する、割引の割合が、そういうような考え方って何かあったのでしょうか。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

檀上議員おっしゃるとおり、確かに以前から値上げした割合が若干変わってございます。ただ、これは指定管理者側と協議を行って、まず古い話になるのですが、令和元年10月に消費税の増税が実際行われまして、その際にうちからも料金改定について提案をしたことがあります。ただ、その際指定管理者側がそういった利用者の負担を考慮して料金についてはそのまま据え置くということで取り扱ってきましたが、今回町のほうも昨年もちよとちやっぷ林館の支援した関係もありますし、実際のそういった収入のバランスといえますか、それが大きく崩れているという状況もありましたので、今回の回数券の部分につきましては料金は10回分の料金いただいて、回数券につきましては1枚上乘せするような形で11枚をお客さんに渡すというような状況で10回分の料金で11回入浴できるというようなイメージで改正をしております。これにつきましても指定管理者のほうと協議した中で決定しておりますので、そこはご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） だから、補助金出した部分もあるとかというのですが、これは結局直接町民が負担することになるわけだから、町民にすれば改定によって値上げした部分ももちろん負担増になるのですけれども、今まで幾らか優遇されていた回数券とか半年券も含めて上がるのみたいな感覚になってしまうかなというふうにして思ったものですか。

○議長（野村 洋君） ということで、何を聞きたいのですか。

○11番（檀上美緒子君） だから、さっきの理由でいけば、ちやっぷ林館に補助金出して云々とかという、それはちやっぷ林館の指定管理者の部分であって、この料金という

のは直接町民が負担する部分なので、そこの町民の負担の感じ方をさせないようなことって考えられなかったのかなというふうにして思ったのです。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

やはり先ほども言いましたとおり、令和元年10月に消費税の増税がありまして、本来であればそこで料金改定をして公衆浴場法に定めている料金に合わせて料金の改定をすればよかったのですが、その際はやはり利用者の負担の増加という部分がありますので、それを据え置いたということもあります。ただ、今回につきましては、やはり町としてもちゃっぷ林館の施設の維持とか運営に係る必要経費が増加しているという、そういった状況を踏まえまして温泉利用者からも若干のご負担をいただきたいという形で大人の料金、入浴料金のみ上げさせていただきました。そういうことをご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○9番（河野文彦君） 1点確認させてもらいたいのですけれども、ちゃっぷ林館は北海道の指定する公衆浴場に指定なのですか、なっているのかという部分をまず確認させてください。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

ちゃっぷ林館は、入湯税を納めておりますので、鉱泉浴場であります。ですから、北海道の公衆浴場入浴料金の統制額の基準に従って料金を改正する理由はないのですが、この料金の改正に当たりまして一応北海道が示している公衆浴場入浴料金というのはある程度学識経験者等で構成する公衆浴場対策協議会等の意見を聴取してこういった料金を決定しておりますので、当然のごとく物価の安定確保とか、例えば社会経済成長の安定維持とか、例えば国民の生活の安定とか、こういったものを総合的に判断して料金を決めておりますので、今回につきましてはまず道が示しているこの料金に合わせて料金改定をさせていただいたところです。

以上です。

○9番（河野文彦君） まさに一番最初にそれを説明してからこれを上げてほしかったというのは、ちゃっぷ林館は公衆浴場ではないのです。ですから、道の公衆浴場の料金に合わせる必要がないのですけれども、もちろん参考にするというのであれば、それはそれでいいのですけれども、では道がなぜ公衆浴場を値上げしたのかという部分も併せて説明しないと、何だか便乗値上げのように見えてしまうので、今後こういう場合は、北海道のほうでもいろいろ物価の上昇とかあると思うのです。ですから、そういう部分もきっちり併せてこういう理由でというところで、単純にあっちが上げたからこっちも上げますではなくて、そういう理由も併せて説明していただけたらと思うのですけれども、いかがでしょう。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

河野議員おっしゃるとおり、今後そういう形で取り扱っていきたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。ないですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第20、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第21 議案第5号

○議長（野村 洋君） 日程第21、議案第5号 森町入学・卒業祝金支給条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○子育て支援課長（野崎博之君） それでは、議案第5号、森町入学・卒業祝金支給条例の制定についてご説明いたします。

説明資料ナンバー5を提出しておりますので、お開き願います。条例の朗読を省略させていただきます、資料によりご説明いたします。提案理由につきましては、小学校、中学校入学及び中学校を卒業する児童または生徒の養育者に入学・卒業祝金を支給することにより、その入学及び卒業を祝福し、子育て世帯への経済的負担の軽減を図るため、森町入学・卒業祝金支給条例を制定しようとするものでございます。

提案内容につきましては、小学校、中学校に1年生として入学する児童または生徒の養育者で入学式日において森町に住所を有する者及び中学校を卒業する生徒の養育者で卒業式日において森町に住所を有する者を支給対象者とし、児童または生徒1人につき10万円を支給いたします。ただし、祝金の支給は、小学校入学、中学校入学及び中学校卒業においてそれぞれ1回限りといたします。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用いたします。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○11番（檀上美緒子君） 公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するということなのですが、さっき全協のところでも確かめたかったですけれども、結局今年の小学校と中学校の入学は適用されると思うのですが、今年の3月に卒業した子は、中学校は適用されないということでしょうか。

○子育て支援課長（野崎博之君） お答えします。

今回提案させていただいている予算につきましても先ほど全協でもお話ししましたが、令和3年の3月に卒業した卒業生、それと令和3年4月に入学された小中学生を対象としているものでございます。施行期日につきましては、4月1日から適用としておりますが、その部分につきましては入学のほうに関する部分につきましては問題はないのですが、令和3年3月に卒業する生徒につきましては条例の支給の部分で町長が特に認めるものという部分に該当するというように判断をして今回支給するというようにしております。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかに。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第21、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第22 議案第6号

○議長（野村 洋君） 日程第22、議案第6号 森町幼児教育・保育施設等整備基金条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○子育て支援課長（野崎博之君） 議案第6号、森町幼児教育・保育施設等整備基金条例の制定についてご説明いたします。

裏面を御覧いただきたいと思います。あわせて、資料ナンバー6を提出しております。提案理由でございますが、森町が設置する幼児教育・保育施設等の整備に係る財源に充てるため、森町幼児教育・保育施設等整備基金の造成について条例を制定しようとするものでございます。

条例の朗読を省略して主たる内容についてご説明いたします。第1条では、基金の設置について制定してございます。

第2条では基金の積立て、第3条では基金の管理、第4条では運用益金の処理、第5条は繰替え運用について規定してございます。

第6条では基金の処分について、第1項では第1条の設置目的を達成するため、第2項では一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとしております。

第7条では、町長への委任に関することを規定してございます。



この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○11番（檀上美緒子君） 条例の部分で第1条で森町が設置する幼児教育・保育施設等整備の財源に充てるためということを書かれてあるわけですが、この中身がやっぱり何ともつかみどころがないというか、雲をつかむみたいな感じで見通しというか、内容的な部分が漠然としていると思うのです。ただ、さわら幼稚園においては去年新しくなったわけで、ここの部分で該当するとすれば森町の幼稚園が今年度耐震診断の予算がついたわけですが、森の保育所と尾白内と新川の保育所とそれぞれ老朽化している状況からすれば、旧森町における今言った4つの施設が該当するのかなということはある程度予想はつくわけですが、もう少しここの部分について基金を立ち上げるに当たって見通しというか、計画性というのをぜひ早急につくるべきではないかと思うのですが、その辺りについてまず1点お聞きしたいのと、もう一つは先ほどの祝金もそうなのですが、この幼児教育の設備基金の部分もそうなのですが、ふるさと応援基金の活用というか、明確に目的を持って活用していくというあたりの考えが具体化した形かと思うのですが、それが文面上はどこにも出てこないのです。また、はっきりと子育て支援、どちらもそれこそまさしく子育て支援の部分だと思うのですが、今後森町として応援基金に関わって子供支援を重点的に使うというか、活用していく方向性として打ち出すのだというようなこともある意味明確に打ち出す必要があるのではないかというふうにして思うのですが、その2点お願いいたします。

○子育て支援課長（野崎博之君） 今檀上議員からお話がありました。確かに実際何を建てるのかという部分の計画性を持って基金を造成したほうがいいのではないかということの話だと思いますが、私もそのやり方については理解はしております。ただし、実際今町として計画、構想策定に向けた取組作業の最中でありまして、今回の基金造成につきましても事業遂行と並行して財源確保においても併せて進めていくという部分でありまして、基金の額に左右されることなく、事業構想が準備が整い次第計画に基づいた施設整備に取りかかるという部分で私どもは考えているところでございます。まずは、この基金の造成に伴いまして、町として施設整備に向けた取組が具体的に進んでいるということが町民の皆様にもお示しできる部分でないかなというふうに考えているところでございます。

それとあと、2点目のふるさと応援基金の部分でございますが、確かに今回ふるさと応援基金を活用した中での基金造成ということで前段ご説明をさせていただいておりますし、その部分条例の中にうたっていないのではないかなという部分のお話でございます。確かにその辺ふるさと応援基金の活用方法については財政側とも話をした中でしっかり方向性といいますか、見える化をするという部分においてはこういう形になりましたけれども、実際条例にふるさと応援基金の文言を追加いたしますと、今後ふるさと応援基金の制

度がいつまで継続するかもちょっと分かりませんので、そうなった場合はやはりその財源以外にもこの基金に対して積立てが必要になってくる部分もございますので、その辺はこの条例を活用していく中でちょっと使い方がいいのかなどという部分もございますので、その辺についてはあえてふるさと応援基金という文言については条例のほうには設けていません。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） 分かったのですけれども、やっぱり私の一般質問のところでも同じようなことが言えるのですけれども、それこそ3年めどにとか5年めどにとかとある程度そういう見通しがあれば違うと思うのです。それ以降とかこれからとかという感じで、結果的に本当にいつの話なのという、やることはやるのだろうけれども、時間がかかるみたいな、そういう状況というのは町民としてみればすぐじれたいというか、そして本当に保育所にしても幼稚園にしてもそうそうのんびりしていれるような状況ではないわけで、だから今出さなくても、今検討中だということなので、できるだけそれこそ例えば今年中にとか来年までには必ず何年後に建設しますとか、こういう方向性で実現しますとかという計画をぜひ提示してほしいということと、文章にできないにしても、2点目のふるさと応援基金の件なのですが、明確にやっぱりふるさと応援基金の活用については子育て支援を重点的に活用させてもらう方向で今後取り組みたいと、その具体的な第一歩として今年度からスタートする祝金と、そして建設の基金なのだというようなことをふるさと応援基金ということも明確にしながら、条例には載せないにしても何らかの形で町民に伝えてほしいなど。それでなければ、応援基金一体何に使っているのだみたいな疑心暗鬼というか、見えないという声はずっと今までもあったわけで、ぜひそういう広報というのは考えてほしいと思うのですけれども、いかがでしょう。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

先ほどの一般質問でもご質問いただいた際、答弁の中でお話しさせていただきました。ふるさと納税、こちら寄附をされる方の思い、そういったものがしっかりとこの制度を利用する、そしてこの基金を使って事業を成り立たせていく、その上でこういった寄附者の思いがこの森町に寄せられているということはしっかりと広報、様々な、私も個人的な、先ほどもお話ありましたが、SNS等しっかりと使わせていただいて広報のほうさせていただきたいと思っております。

そして、この事業の計画に関しましては、これも当初よりご説明させていただいておりますとおりでいまま様々な担当課の合同チームといいますか、そのようなもので課題をあぶり出している状況でございます。何らかのタイミングでお話しできる内容、そういうものがしっかりと固まりましたら、そこは議会議員の皆様をはじめ、町民の皆様にもお示しできる、そのような形をしっかりと取っていきたいと考えておりますので、どうぞご理解ください。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。よろしいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第22、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第23 議案第7号

○議長（野村 洋君） 日程第23、議案第7号 令和3年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第7号についてご説明申し上げます。

本案は、令和3年度森町一般会計補正予算の第3回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,790万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ119億4,882万9,000円にしようとするものです。

第2条の地方債の補正は、第2表に記載のとおりでございます。

事項別明細書によりご説明申し上げます。8ページをお開き願います。歳入ですが、款15国庫支出金、項1国庫負担金の13万6,000円の減額は、財源調整によるものです。

続いて、項2国庫補助金の4万1,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に充当しようとするものです。

次に、款16道支出金、項2道補助金、目4農林水産業費補助金の80万7,000円は、農地耕作条件改善事業補助金を計上し、農地耕作条件整備事業補償費に充当しようとするものです。

続いて、目5商工費補助金の338万8,000円は、北海道プレミアムつき商品券発行支援事業補助金を計上し、さくら商品券を申込者全員に購入していただくため10%のプレミアム分に充当しようとするものです。

次に、項3委託金の9,000円は、統計調査員の費用弁償に充当しようとするものです。

次に、10ページをお開き願います。款19繰入金は、ふるさと応援基金を繰り入れ、森町幼児教育・保育施設等整備基金積立てのほか、各種事業にそれぞれ充当しようとするものです。

次に、款20繰越金の730万6,000円は、財源調整のため計上するものです。

次に、款21諸収入の13万6,000円は、町外の方が森町内でワクチン接種した場合の国保連からのワクチン接種料金収入を見込んでおります。

次に、款22町債、項1町債、目4農林水産業債の20万円は農地耕作条件整備事業補償費に、目5商工債の770万円はさくら商品券を申込者全員に購入していただくため20%のプレミアム分と事務費にそれぞれ充当するため計上するものです。

次に、12ページからの歳出についてご説明します。各費目で消防設備保守点検委託料の補正をしておりますが、これらにつきましては各施設を一括契約したことにより精査したものですので、説明を省略させていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の需用費では、車庫の電気設備の修繕、同じく車庫屋上の防水シート修繕料を計上しております。

続いて、目4財産管理費の25万2,000円は、旧赤井川小学校体育館及び旧屠畜場のPCB含有調査委託料とその際にPCB含有安定器が発見された場合の撤去手数料を計上しようとするものです。

続いて、目5砂原支所費の120万円は、砂原支所1階の事務室部分の照明がPCB含有安定器を使用していることが判明したため、照明器具の交換工事を行おうとするものであります。資料ナンバー7を提出しておりますので、ご参照願います。

次に、項5統計調査費の9,000円は、経済センサスの調査員に通勤費が発生するため、費用弁償を計上しようとするものであります。

次に、款3民生費、項1社会福祉費、目4老人福祉総務費では介護保険事業特別会計及び介護サービス事業特別会計に、目8後期高齢者医療費では後期高齢者医療特別会計に対する繰入金をそれぞれ増減補正しようとするものです。

次に、14ページの款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節7報償費の3,500万円は、小学校、中学校の入学及び中学校卒業の児童生徒の養育者に対し10万円を支給する入学・卒業祝金を計上しようとするものであります。資料ナンバー8を提出しておりますので、ご参照願います。続いて、節22償還金利息及び割引料の63万3,000円は、幼稚園の預かり保育に係る子育て支援交付金に返還が生じたので、計上しようとするものであります。続いて、節24積立金の2億円は、ふるさと応援基金からの繰入れを行い、森町幼児教育・保育施設等整備基金に積立てしようとするものであります。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、目7新型コロナウイルスワクチン接種対策費の1,798万8,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種率向上のための行政ポイント付与事業1,794万7,000円のほか、接種後の注意点のお知らせを印刷する費用4万1,000円を計上しようとするものであります。行政ポイント付与事業につきましては、資料ナンバー9を提出しておりますので、ご参照願います。

次に、16ページをお開き願います。款6農林水産業費、項1農業費、目5農地費の117万円は、農地耕作条件改善事業において北電柱1本が工事の支障となるため、電柱の移設とその電柱に共架している電話回線及び光回線の付け替え費用を補償しようとするもので

あります。資料ナンバー10を提出しておりますので、ご参照願います。

続いて、項2林業費、目2林業振興費の400万円は、今後の申請を見込み、炭ずみまで地域材を使おう！もりだくさんプロジェクト補助金を増額計上するものです。

次に、款7商工費、項1商工費、目1商工業振興費ですが、プレミアム商品券発行事業のうちさくら商品券について申込者全員が購入していただくため、補助金を増額計上しようとするものであります。資料ナンバー11を提出しておりますので、ご参照願います。

次に、18ページをお開き願います。款8土木費、項6住宅費、目1住宅管理費の節2給料から節4共済費までは、会計年度任用職員1名を新たに任用したため計上しようとするものであります。続いて、節13使用料及び賃借料の50万円は、森川団地一部建物の倒壊による取壊しのため、重機借り上げ料を計上しようとするものであります。

次に、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費の5万4,000円は、春の叙勲対象者の額購入に伴い、予算不足が懸念されるため、増額補正しようとするものであります。

次に、20ページをお開き願います。項2小学校費、目1学校管理費ですが、節10需用費の81万8,000円は、さわら小学校の浄化槽の蓋修繕及び電気子時計取替え修繕料などを計上しております。

続いて、項3中学校費、目1学校管理費ですが、節10需用費の17万7,000円は、スクールバス車庫前側溝の修繕料を計上しております。

続いて、項4目1幼稚園費ですが、節10需用費の16万5,000円は、森幼稚園の職員トイレ便器取替え修繕料を計上しております。

次に、項5社会教育費、目1社会教育総務費の8万円は、令和4年4月1日より成年年齢が18歳に引き下げられることに伴い、成人式の開催方法について保護者並びに成人を迎える皆さんのアンケートを送付するための郵送料を計上しようとするものであります。

次に、22ページをお開き願います。項6保健体育費、目3学校給食費ですが、節10需用費の51万1,000円は、生ごみ消滅装置用ブロアの修繕料等を計上しております。

次に、款12公債費は、ここに充当している公営住宅使用料を住宅管理費に充当することにより、財源内訳が変更となるものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○5番（伊藤 昇君） 14ページ、15ページの児童福祉総務費の積立金なのですが、以前も全員協議会で私聞かせていただいたのですが、この2億円の積立てなのですが、一般的に事業をするに当たりまして過疎債と、それから補助金もあてがいながら施設整備をしていくというのが通例だと思うのです。そうしますと、この2億円の一般財源となりますと、相当な金額になっていくのではないかと私は思うのです。大体100%過疎債充当になって、補助金も入ったりするわけですので、そうならばこの2億円という算定というのがなぜ今この2億円なのかということをもう一度教えていただければと思います。

○総務課長（濱野尚史君） まず、2億円を積んだ根拠ですけれども、以前の全員協議会

のときにもご説明いたしました、ふるさと応援基金の残高が令和元年度と比較しまして4億3,000万円積み増しすることができました。よって、そのおおむね半分の2億円を今回積み立てたところであります。

次に、その積立ての基金のその部分の用途と申しますか、その分になるのですけれども、議員ご指摘のとおり過疎債で施設整備した場合につきましては7割が交付税措置されることになっております。今この基金のお金の使い方というのまで現状具体的に決まっておりますが、場合によってはその起債を借りた部分の償還財源として活用することもできるのかなと思っておりますので、ここに積んでいった基金の積立て残高についての活用方法は今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○5番（伊藤 昇君） まだ事業計画も詰まっていない、その中でこの2億円だけがふるさと応援基金でその半分あるから繰入れして積み立てますと、こうなるわけです。でも、今の課長のお話ですと、過疎債も使うのだと、そして7割分の交付税入って充当されるわけです、交付税算定。元利償還金来るわけなのですが、その不足分をこの2億円であてがいますといったら、かなりの計算を地道にしないと2億円出てきません、償還年限からして。そうしますと、どういう事業を考えているかということが分かっているはずだと思うのです。ですから、分かっているとすれば、2億円でなくたって1億だって5,000万だっていいわけです。ですから、その計画がちゃんとできてから積んでも別に問題ないわけです。わざわざこの2億円にしなければ駄目だという理由が、今この現状で条例つくっていきなり2億円の積立てをしていかなければ駄目なその理由がどうもちょっと明確に分らないのですけれども、もう一回お願いします。

○総務課長（濱野尚史君） 答えいたします。

まず、2億円の部分についてなのですけれども、確かに今の段階で全体の事業費がまだ決まっているわけでもありませんし、施設の構想自体これからというところで、総体の事業費がまだ幾らになるかというのも全く見通しが今の段階では立っていない状況です。その中で2億円を積むということなのですけれども、これ重ねての説明になってしまいますが、今回は4億3,000万積み増しできたふるさと応援基金のうちのおおむね半分の積み立てるということでこちらのほうで検討した結果でありますので、その辺についてはご理解願いたいと思います。

以上です。

○5番（伊藤 昇君） 最後ですので、例えば今その半分の積み立てるのだと、でもこれに積み立てなければ駄目だという理由がないわけです。財調に積んでもいいわけですし、いろんな事業に使うために財政調整基金に積んでおいて違う事業にあてがうということだってできるはずなのです。それって財政の思いだけでないかと私は思うのですが、その辺りどうなのでしょう。余ったから積むという考え方自体が計画性が全くないのかなと、財政計画として。その辺りもう一回だけお願いします。

○総務課長（濱野尚史君） お答えします。

今回積み増しできた4億3,000万の用途ですけれども、財政調整基金のほうにという話もありますけれども、今回は余剰財源についてただ積むというのではなくて、先ほど町長も言っていましたけれども、あくまでもこれは施設整備をするためにふるさと応援基金を明確に活用してやっていくのだという意思の表れでもありますので、その辺についてはご理解していただきたいなと思っております。

以上です。

○2番（山田 誠君） 2点ほど、総務課長、最初に消防施設保守点検の委託料が一括集約してやったよということであるのだけれども、ちょっと私疑問にあるのは補正減が127万6,000円ある、これ13件、それから増が86万3,000円、これ11件ある、それで一括集約するのはいいのだけれども、当初予算編成のときに見積り徴収だとかやっているのか、まずそれ1つ。

それから、増している科目は、委託契約まだしていないということか。予算ないのに契約できるわけないよね。その辺いかがですか。まず、1点目、それ。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時15分

再開 午後 4時16分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

まず、各ところで増減あるのではないかということなのですが、一応毎年そうですけれども、当初予算編成の段階では何社かからの見積りを徴収して、それに基づいて各課のほうに予算をこういうふうを取得してくれということでこちらのほうで要請しております。実際入札かけますので、入札かけた後にそれぞれの施設ごとに対しての費用内訳書提出してもらっていますので、それらに応じて増減補正しているところであります。

なお、契約につきましては、総体予算では金額が足りておりますので、契約して年2回これ支払いするのですけれども、そのときに予算のこの補正した金額に基づいてそれぞれの科目から支出するということです。

以上です。

○2番（山田 誠君） だから、入札するのでしょうか。もう4月に終わっているのか。4月に終わっているのであれば、増えるわけないのだ。終わっていないから、予算的に増にするわけでしょう。違うのか。ということは、さっき言ったように件数が増と△が24件あるのだ、科目が。補正の分でプラスするということになる科目については、まだ契約していないのでしょうか。しているのか。しているということになると、予算がないのにしたということになる、そういうことで理解していいのか、その辺いかがですか。

○総務課長（濱野尚史君） 契約については、それぞれの施設ごとで契約しているわけではなくて、総務課のほうで1本の一括の契約をしております。それに基づいて予算、支払いのときに必要な各科目での支払いできるように今回補正しているところであります。

以上です。

○2番（山田 誠君） そしたら、契約の金額と予算額とどのぐらいの差あるのか。足りないわけでないでしょう。既定の予算が△になっているということで理解していいのか。

○総務課長（濱野尚史君） 個々に補正しておりますけれども、全体予算とすれば契約金額以上の予算になっております。

以上です。

（「もう一点」の声あり）

○議長（野村 洋君） 別な点ですか。

○2番（山田 誠君） 16ページ、17ページ、農業費、農地耕作条件整備事業補償費、これ改善事業の電柱移設費の補償なのですけれども、117万組んでいますけれども、これ1本移設、3メートルです。それで、80万払うわけなのだけれども、私聞きたいのはNTTの回線と光回線が北電柱についているわけでしょう。北電柱というのは、北電の財産であるので、北電とこの2社が契約しているのでしょうか。町が絡んでいるのか。というのは、北電と町との賃貸契約あるでしょう、土地の。ないのですか。あるでしょう。それがあの中で公共事業の場合の移設については北電で持ちなさいよと、その他の理由の場合は補償しますよとかなんとかいろいろあるでしょう、賃貸契約には。そして、北電柱の附属でやっているものについては、町で払う必要はないでしょう。何でこれ町で払わなければならないのか、その辺いかがですか。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

まず、山田議員おっしゃっている3メートルの移動の部分の資料見ていただきたいのですけれども、実は底地が北海道の底地になりまして道道敷地になるのです。それで、移設に伴いまして、まず建設管理部の立会い、それから電柱の移設伴いますので、北電の立会い、それからNTTの立会い、町の立会いということで、まず建設管理部のほうから了解をいただいて、あと補償の算定につきましては公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱、それから農業ですから、農業農村整備事業の用地処理の手引、それから農業農村整備事業に伴う支障電気通信線路等の移転に関する覚書、これ北海道と例えば北電、それから北海道とNTTが覚書取り交わしているのです。その覚書の中に添架している部分の内容もちよっと含まれて記載されていまして、それに基づきまして移転補償するというような内容になっています。補償費の算定につきましては、当然のごとく北電であれば北電のグループ会社、NTTであればNTTのグループ会社から参考の見積りをいただいて、原因が判明した時点で予算計上して補償するというような形で今回予算を計上させていただいております。

以上です。



○2番(山田 誠君) だから、用地が町有地でしょう。町有地の道路用地なのでしょう。  
(「違います」の声あり)

○2番(山田 誠君) 違うのか。道路敷地内と書いているでしょう。

○議長(野村 洋君) やり取りしないで、ちゃんと質問してください。

○2番(山田 誠君) この説明書に……

(「道道になっているよ」の声あり)

○2番(山田 誠君) 道道か。町有地でないのだ。それにしても、北電柱にあるものの部分についてのNTTと光回線の部分は、町で払う義務あるのか。北電が許可しているのでしょうか、つけていいですよと。その辺いかがですか。ちょっと理解できないのですが、それが町が中に入ってそうですよというのであれば分からないわけでないけれども、建物の財産は北電の所有物でしょう。それにNTTと光回線が勝手に契約して、つけさせてくださいとつけたものの移転について町が補填する必要あるのか。その賃貸契約と違ってないのか。

○農林課長(寺澤英樹君) お答えいたします。

山田議員のおっしゃっているのは、私どもも把握はしているのですけれども、まず補償の原因者が町が発注する工事になるのです。町がこれから発注する予定の用排水路の工事、これに伴って実際には底地は道道の底地に対して北電柱が立っているのですけれども、水路を工事するために電柱を移設しなければならないという今状況なのです。それで、3者で立会をして、原因者が町の工事ということになりますので、それで一定利率を掛けた負担を町が北電さんにお支払いする、町がNTTさんにお支払いする、町の光ケーブルなのですけれども、それも事業においてやることなので、その移転に伴う事業費もこの予算費用において補償費においてお支払いするというような内容で予算取りをさせていただいておりますので、そこはご理解いただきたいと思います。あくまでも原因者は町が発注する工事、これが原因ということになりますので、そこはご理解いただきたいと思います。

以上です。

○9番(河野文彦君) 資料ナンバーの9で行政ポイント付与事業の件で再度確認させていただきたいのですけれども、予算的にトータルで1,790万円、1,800万近くなのですけれども、この中で実際に利用者の方に行き渡るポイントの金額、資料あると思うのですけれども、そのポイントの金額を教えてくださいませんか。

○商工労働観光課長(阿部泰之君) お答えいたします。

実際の対象者が4月末の森町の16歳以上の人口で1万3,264名います。その掛ける1,000円になりますので、1,326万4,000円となります。

以上です。

○9番(河野文彦君) そうなると、金額ベースでいうと1,300万ほどのポイントを付与するために500万ほどの経費がかかるというふうに僕は分析したのですけれども、ごめんなさい、四百万何がしぐらいの経費がかかるわけです。そうなると、大変効率の悪い事業だな

というふうにならなくても見えてしまうのです。経費がちょっと大きいのではないかなど。そういった中で利用者がワクチン会場に来て、帰って、帰った方に後から郵送するというようなことなのですけれども、ポイントカードなんてピッとやるかスッとやるだけでポイント付与できるわけです。だから、もし可能であればその場でやるですとか、その場で引換券を渡すですとか、少しでも経費圧縮に努めていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょう。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） お答えいたします。

先般の全員協議会のお話でもそういった話がありました。そのときもお話したのですけれども、このワクチン接種については集団接種、個別接種、あとは町内にいても函館の病院とか町外の病院使ったりだとか、様々な形態で接種されることが予想されます。そういった中で集団接種の方だけに先行してポイントを付与するということになってしまうと、どうしても事務的にもしかしてミスが起こる可能性もあるものですから、一旦落ち着いた段階でちゃんとした名簿をもらいながら確実にダブルで計上することのないように郵送の方法を今回取っております。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） 16ページ、17ページのところなのですが、資料ナンバーでいけば11のプレミアム商品券の部分なのですが、今回さくら商品券のほうを申込みされた方の全員分を還元したいということで予算計上されているわけですけれども、かなり好評というか、それこそ予定の額を大幅に上回ったわけですけれども、建設のほうはどのくらいだったのかということと建設のほうにはそういう話が一切、抽せんではなくてそちらも全員というふうな声はなかったのかどうかということについてお聞かせください。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） お答えいたします。

まず、建設の部分のトータルでいきますと6,254万円となります。5,000万円までだと皆さんに当たるのですけれども、そういったことを考えるとオーバーしているのは1,254万円、世帯でいくと164世帯の申込みがありました。今回の建設の部分につきましてはどうか、まずこのプレミアムの事業の流れとしましては通常事業主体である会議所、商工会から要望が来ます。その要望を町が受けて、町が総合的に判断して予算計上するという流れとなっております。今回このプレミアム事業をやって、さくら商品券はこの資料のとおりオーバーしています。建設商品券も31日付でこういった数字になりました。というふうになったのですけれども、事業主体である会議所、商工会からは要望としてはさくら商品券のみの要望となりました。当然町としても建設のほうはどうなのですかという問合せはしましたけれども、結果的に要望としてはさくら商品券のみだったので、今回このような予算計上しております。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） 事業主体が今ご説明のように町ではなくて、あくまでも町は補助というか、だということからして分かるのですけれども、わざわざこのチラシでいけば

さくら商品券も抽せんにしますよと明確に言っていて、もちろん建設も抽せんですよと  
たっているながら、片やは全員に出しますと、でも建設は、3倍近くさくらのほうがオーバ  
ーしているわけだから、すごい反応というか、皆さん期待されていたのだなというふう  
には思うのですけれども、建設のほう抽せんのままにするというのはやっぱりちょっと考え  
方としていかがなものかというのは率直に、特に購入された方なんかは何でさくらはもら  
えるのに建設は抽せんなのみたいな思いもするかと思うのです。ですから、事業主体があ  
くまでも商工会ということで、町がどれだけ意見そこに対して言えるかという部分はある  
のかと思うのですけれども、できるだけそれこそ公平にというか、均等にというか、そ  
ういう方向で事業を実施する旨ぜひ要請はしてほしいなと思うのですけれども、いかがで  
しょう。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） お答えいたします。

今議員言った要望等については、お知らせのほうをしたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。よろしいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第23、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎時間の延長について

○議長（野村 洋君） あと議案、日程でいけば何ぼですか。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） それで、5時過ぎると一応時間延長かけなければならぬとい  
うことでございますので、多少5時オーバーするかなという感じではあるのですけれど  
も、改めて時間延長するということで進めてよろしいですか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

あらかじめ時間の延長をさせていただきます。

#### ◎日程第24 議案第8号

○議長（野村 洋君） それでは、続いてまいります。日程第24、議案第8号 令和3年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（坂田明仁君） 議案第8号について説明させていただきます。

本案は、令和3年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第1回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億4,609万7,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。歳入、款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金2万4,000円の補正につきましては、歳出でご説明します費用へ充当しようとするものです。

6ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。歳出、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の2万4,000円の増額補正につきましては、人事異動に伴う通勤手当について精査したものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第24、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第25 議案第9号

○議長（野村 洋君） 日程第25、議案第9号 令和3年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（宮崎弘光君） それでは、議案第9号についてご説明させていただきます。

本案は、令和3年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第1回目となるものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ678万円を追加し、歳入歳出それぞれ21億2,808万9,000円とするものです。

事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款4国庫支出金、項2国庫補助金488万2,000円の増額につきましては、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の交付額確定に伴い、増額補正しようとするものです。

款8繰入金、項1一般会計繰入金189万8,000円の増額につきましては、歳出で説明いたします事務費に充当しようとするものです。

6ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款1総務費、項1総務管理費189万4,000円の増額につきましては、職員の通勤手当及び介護報酬改定等に伴うシステム改修委託料を補正しようとするものです。

款4地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、交付金の確定に伴い、財源充当を行うものです。

項3包括的支援事業・任意事業費4,000円の増額は、介護支援専門員証の交付手数料を補正しようとするものです。

款6基金積立金につきましては、準備基金積立金488万2,000円を増額補正しようとするものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第25、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第26 議案第10号

○議長（野村 洋君） 日程第26、議案第10号 令和3年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（敦賀靖之君） それでは、議案第10号についてご説明申し上げます。

本案は、令和3年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第1回目の補正となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出を61万7,000円減額し、歳入歳出をそれぞれ2億

5,331万3,000円としようとするものです。

事項別明細書にてご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。歳入の款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金61万8,000円を減額、款5諸収入、項1雑入、目1雑入、介護サービス利用者負担軽減事業補助金1,000円の増額を歳出で説明いたします費用へ充当しようとするものでございます。

6ページ、7ページをお開き願います。歳出の款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節3職員手当は、本年4月の人事異動に伴い精査したものです。節13使用料及び賃借料は、寝具借り上げ料の予算不足による補正、節17備品購入費は床下に漏れた水、ボイラーの漏水をくみ上げるくみ上げ用水中ポンプを購入しようとするものです。

次に、款2事業費、項1施設介護サービス事業費、目1施設介護サービス事業費、節2給料、節3職員手当及び節4共済費は、本年4月の会計年度任用職員の退職、採用に伴い、それぞれを精査したものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第26、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第27 議案第11号

○議長（野村 洋君） 日程第27、議案第11号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○消防長（東谷直樹君） 議案第11号についてご説明を申し上げます。

本案は、財産の取得についてであります。地方自治法第96条第1項第8号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

取得財産及び数量ですが、小型動力ポンプ付積載車1台でございます。取得の方法は、指名競争入札でございます。取得の金額は、1,881万9,416円でございます。取得の相手方は、北海道札幌市東区苗穂町13丁目2番17号、株式会社北海道モリタ代表取締役、岩村純一でございます。

参考といたしまして、資料の12に入札及び契約状況表を提出しております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第27、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第28 議案第12号

○議長（野村 洋君） 日程第28、議案第12号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○学校教育課長（萩野友章君） 議案第12号 財産の取得についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

1、取得財産及び数量は、スクールバス1台でございます。2、取得の方法は、指名競争入札でございます。3、取得の金額は、2,230万8,000円でございます。4、取得の相手方は、函館市昭和3丁目32番26号、函館三菱ふそう自動車販売株式会社代表取締役、佐々木真でございます。

資料ナンバー13を提出しておりますので、ご参照願います。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第28、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第29 発議第1号

○議長（野村 洋君） 日程第29、発議第1号 森町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

○10番（宮本秀逸君） それでは、発議第1号 森町議会会議規則の一部を改正する規則制定について提案の趣旨を説明申し上げます。

本案は、令和3年2月9日に決定されました標準町村議会会議規則の一部改正に伴い、森町議会会議規則の一部を改正しようとするものです。

発議資料の新旧対照表を御覧ください。第2条の改正は、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前産後の欠席期間を規定するものです。

次に、第89条の改正ですが、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものです。

なお、附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行するものであります。

以上、発議第1号について提案の趣旨説明といたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから発議第1号に対する質疑を行います。質疑ないですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第29、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第30 意見書案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第30、意見書案第1号 2022年度地方財政の充実・強化に関する意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。



(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第1号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

よって、日程第30、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第31 意見書案第2号

○議長(野村 洋君) 日程第31、意見書案第2号 2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第2号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第2号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

よって、日程第31、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第32 意見書案第3号

○議長(野村 洋君) 日程第32、意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第3号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第3号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

よって、日程第32、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第33 意見書案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第33、意見書案第4号 コロナ禍による地域経済の活性化と米価暴落対策を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第4号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第4号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

よって、日程第33、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第34 意見書案第5号

○議長（野村 洋君） 日程第34、意見書案第5号 「地域医療構想」を見直し、実情に応じた医療体制の確立を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第5号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第5号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

よって、日程第34、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第35 意見書案第6号

○議長（野村 洋君） 日程第35、意見書案第6号 新型コロナウイルス感染症対策の抜本的強化を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第6号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第6号に賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（野村 洋君） 起立少数であります。

よって、日程第35、意見書案第6号は、否決されました。

#### ◎日程第36 議員の派遣について

○議長（野村 洋君） 日程第36、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第127条の規定による議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣のほか、議案の審査または調査及び議会において必要とする出席議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の議案に記載のないものについては、議長に委任することに決定しました。

#### ◎日程第37 休会中の所管事務調査等の申し出

○議長（野村 洋君） 日程第37、休会中の所管事務調査等の申し出を議題といたします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申出につきましては、森町議会会議条例の実施に関する要綱第6条に基づき、配付の上、報告するものです。

#### ◎休会の宣告

○議長（野村 洋君） これをもちまして令和3年第1回森町議会6月会議に付議されました議件の審議は全て終了しました。

よって、令和3年第1回森町議会6月会議を終了いたします。

ご苦労さまでした。

休会 午後 4時55分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、  
ここに署名する。

令和3年6月8日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員